

第二十四回国会
衆議院

地方行政委員会議録第十四号

昭和三十一年二月二十七日(月曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長代理理事 龜山 孝一君
理事古井 喜實君 理事吉田 重延君
理事中井徳次郎君

青木 正君

木崎 茂男君

徳田與吉郎君

濱野 清吉君

森 清君

山中 貞則君

五島 虎雄君

島上善五郎君

三鍋 義三君

八木 昇君

出席國務大臣

國務大臣

出席政府委員

警察局長官

警視長(警察

庁警備部長)

總理府事務官(自

治庁財政部長)

總理府事務官(自

治庁稅務部長)

委員外の出席者

参考人(警視總監)

参考人(警視庁

警備第一部長)

專門員

二月二十七日

委員櫻内義雄君、渡海元三郎君、野

田卯一君、加賀田進君、川村義義

君、北山愛郎君及び横山利秋君辭任

第一類第二号 地方行政委員会議録第十四号 昭和三十一年二月二十七日

につき、その補欠として濱野清吉君、松岡松平君、田村元君、島上善五郎君、八木昇君、田中織之進君及び三鍋義三君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方交付稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案(内閣提出第六四号)

地方稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

警察に關する件

○龜山委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が不在でございますので、理事の私が委員長の職務を行います。

まず地方交付稅法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案、地方稅法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、前會に引き続き總括質疑を続けます。質疑の通告がございまして、順次これを許します。中井委員。

○中井委員 私もまだ十分研究いたしておりませんので、きょうは飛び飛びのお尋ねにしたいと思います。地方交付稅法の一部を改正する法律案につきまして、ちよつとお尋ねいたしたいと思います。

交付稅の率につきましては昨年来議論がありまして、私どももいたしまして

ては百分の二十二ではとうてい問題にならない。地方制度調査会その他の答申も百分の三十でありました。相當な數字であります。従つて政府におかれまして、今年より百分の二十五とする数字にお改めになつたわけでありますが、しかしながら全国の都道府県あるいは市町村の事情を伺つてみますと、とにかくことしは抜本的な地方財政の根本対策を立てると政府は言われまされたけれども、なかなかそこまではいかない。三十一年度においても赤字の解消どころか、むしろまだふえるといふような見當のように伺えるのであります。そこでどういふ見方からいいますと、百分の二十五では私どもはどうか、もう少し足りないと思つておりますが、こういう点について自治庁當局とされまして、百分の二十五にしてこれで当分行くといふふうな安易なお考えであるのか、あるいはまたこのことについては將來とも許すならばもつと上げた、たとえば三十までにした、というふうなお考えであるのか、またそういうことについて何か計画的なものでもお持ちになつておるのであるのか、その辺のところを一つ伺つてみたいと思つております。

○奥野政府委員 地方財源の不足額をどういふ形で補てんしていくことが一番適當であるかということにつきましては、いろいろな角度から総合的に判断しなければならぬと思つております。國民の租稅負担が全体として重いとときでありますので、なるだけその國民の租

稅負担を効率的に使つていくということになります。不足している団体だけに重点的に補てんをいたします。地方交付稅制度によつて、財源を充實することが一つの方法だと考えられるわけでありまして、しかしながら他面地方交付稅制度は、國で徴収したものを一定の國の側における計算に基いて配分していただくのでありますので、どうしても地方団体の依存心が強くなつてくるという欠陥はおおきいと思つております。もう一つは國と地方の両方の財政を通じて考へてみました場合に、所得稅、法人稅、酒稅といふような國稅として最も有力な三稅、この一定部分をさくわけでありまして、これにあまり大きなウエイトを置いていきま

すと、國の財政の弾力性をそなつてくるというおそれもございまして、その結果また地方財源の充実に苦勞するといふふうな問題にもなつて参るわけでありまして、両面からいしまして、地方交付稅の繰り入れ割合を高めるといふことにつきましては、ある限度が存するのではなからうか、こういう考へ方を持つておられるわけでありまして、従いまして地方自治の立場から考へて参りますと、できる限り地方稅で充足をはかつていきたい。しかしながらその場合にはどうしても片寄つて参りますので、別途にいろいろな方法もあわせて考へていかなければならぬわけでありまして、現在のところは交付稅の繰り入れ割合は二五〇程度にとどめて、今後の不足額は独立稅收入の

充實によつて解決できないものであらうかといふような考へ方をいたしておるわけでありまして、なおまた今回は別途に公共事業につきまして國庫補助負担割合を引き上げまして、地方負担を軽減するといふ措置もあわせてとつて参つておられるわけでありまして。

○中井委員 本日は地方稅法の一一般の總括の質問ということでありまして、ただいまこゝろやつて見渡しますと、まことにどうも定數不足懸念たるものがあると思つております。こんな形で委員會をやつておりました、はなはだどうも、私も野黨の立場からちよつと一言なかるべからずといふところでありまして、本日はこれではばくお尋ねしますが、休日にでもしていただかぬことにはいかぬだらうと思つておりますが、どうでございませうか、委員長さんの意見は……。

○龜山委員長代理 かしこまりました。しかしきょうは他に社會黨から重要な問題も出ておるようでありまして、できるだけ御趣旨に沿うようにはやりますが、幸い奥野稅務部長、後藤財政部長が参つておられますから、どうかこの際でできる限りの御質問をお願い申し上げます。

○中井委員 別に社會黨の重要な質問があるからといって、地方行政委員會をサボるわけではありませぬ。いつもこの委員會は野黨の社會黨がほとんど全員出席をいたしておる。どうぞ野黨の皆さんにおかれても十分お含みをいただきたいと思つております。表現

は、率直に申し上げて、私どもの党の者といましては、みんな相当気持ちを悪くいたしております。どうぞその点はよろしく一つお取り計らいをお願いしたいと思います。

○後藤政府委員 交付税の方では標準団体の標準施設の経費を見ておるわけでありまして、標準団体の標準施設の経費を見ます場合に、元がなくなつて参りますと、その分だけ落すという格好になります。これは制度の改正ごとにやっております。逆に今度は〇・二五分が加わつて参っておりますので、そういうものはふやして参る。それぞれの制度の改正によりまして標準団体の経費を増減して参つておるのであります。これをいかにして公平に分けるかということでございますので、そういうふうにして全体の交付税をうまく配分して分ける、制度の改正に合して分けるという建前から、そういう改正をそのつど加えておるのであります。

○中井委員 どういうふうに変えたのですか。どれだけ減つてどれだけふえるとか何とか、具体的に一つお話しを願いたいと思います。

○後藤政府委員 単価を落したのであります。

○中井委員 そういうことになりましたと、行政制度の変革によつて経費の節約ができるというのには、前の第二次鳩山内閣以来の政府の大いなる宣伝でありました。私もそのことにつきましては、なるほど節約にはなるであろうが、絶対額としてはほとんど問題にならぬ、わずかに六億七億だというふうなことを言いましたところが、今度の財政計画ではもう少し金額をふやしております。これが節約になるということになれば、全国の府県、市町村はそれだけ助かると思つていましたところが、今度は交付税の方で細工をする。交付税の総額はふえておりますが、

ら、どこかほかの形のところでふえておるのだらうと思つていますが、この辺のところはどういう関係になりますか、もう少し詳しくお話し願いたいと思つております。

○後藤政府委員 交付税の方では標準団体の標準施設の経費を見ておるわけでありまして、標準団体の標準施設の経費を見ます場合に、元がなくなつて参りますと、その分だけ落すという格好になります。これは制度の改正ごとにやっております。逆に今度は〇・二五分が加わつて参っておりますので、そういうものはふやして参る。それぞれの制度の改正によりまして標準団体の経費を増減して参つておるのであります。これをいかにして公平に分けるかということでございますので、そういうふうにして全体の交付税をうまく配分して分ける、制度の改正に合して分けるという建前から、そういう改正をそのつど加えておるのであります。

○中井委員 そこでこの制度の改正によつて、これまで教育委員会があることによつて、交付税の中の何%がこの教育関係の金として充てられておったか、それをちよつと伺つておきたいと思つております。要するに交付税の中の何%かは、あなたのおっしゃるやうに、他の方へ回したわけでありまして、他の部面でもふえておるわけでありまして、それが過去において、たとえ昭和三十年間においては、この教育委員会を単位費用として計算をした。その日本全国の総計は一体何%であるかということをお伺つてみたいのであります。

○後藤政府委員 今ちよつと手元に資料を持っておりますが、その他の経費の中に含めて計算をいたしておるもので、按分すればわかるかと思つております。教育委員会そのものの見方をどうするか、こういうふうな考え方ではなくて、その他経費として一括して出しておるのであります。按分すればわかることはございませう。単位費用はそれぞれの団体によつて補正して伸びたり縮んだりします。その関係はこまかく計算しますと多少違ふかもしれませんが、一応調査いたしました。書面でもつて御報告したいと思つております。

○中井委員 その調査は、できましたらそれに関連しまして、軽油引取税、都市計画税の創設に伴つてやはり修正を加えた、こゝ言いますね、こういうものによつてどのくらい動いたかというやうなことを一つお聞かせをいただきたいと思つております。軽油引取税と都市計画税ができることによつて、これはやはり減になつておるだらう、道路関係の経費はこれだけ減になつておるのだらうと私は思つておる。それから国庫補助率の引き上げ、単価の改正、これもやはり減になつておるのではないかと思つておるが、そういうことについての増減の比率を一つ出していただきたいと思つておりますが、大体のところでも今わかりませうでしようか。

○後藤政府委員 あとからこまかい計数を資料で出しますが、たとえば府県の道路費でありますれば、軽油引取税のために交付団体分の十九億一千七百万円の十分の六相当額を控除した、こゝういふ計算はなつております。あとからこまかい数字を資料で説明いたします。

○中井委員 私は実はこゝういふこまかいことをお尋ねするのは、今度が初めてであります。交付税の關係も平衡交付金時代から考えますと、十年ほどたちましたので、全体としてだいぶ落ちついて参りました。落ちついて参りました結果、全国の都道府県、市町村におきましては、やはりそこまできまかく入つてくるであらう。そのことは逆に言へば、いつも私申し上げるやうに、地方交付税、平衡交付金、こゝういふものが大体年度の当初に各府県、市町村において大まかな見当がつくといふことが、将来地方財政の赤字解消の非常に大きな要因ではなからうかと思つております。このことについては、財政部長の後藤氏などは専門ですから、それは大体見当はつくのだというやうな答弁をいつもなさるやうであります。が、現実には必ずしもそうではありませんので、私はお尋ねを申し上げておるのであります。

もう一つお尋ねしたいのは、將來地方交付税を、税法の一部を改正いたしますについては、もう大きな單位費用の変動はやらぬ。そして今御質問申し上げておるやうな教育委員会に廃止しよう——われわれは反対であります。が、こゝういふ何か国家機構なり地方行政の機構が変るとか単価が変るとかこゝういふ、地方財政關係の変動に応じてそれはやるけれども、それ以外のものは当分据え置きでいくといふやうな、確固たる御方針がなければならぬと私は考へておるのであります。そういう点について、ちよつと

事務当局の見解をこの際伺つておきたいと思つております。

○後藤政府委員 交付税の計算の方式を一定したいといふことをわれわれもかねがね思つておるわけでありまして、しかし現在の交付税の中の考え方そのものが間違つておるわけではございませう。たとえば高等学校の單位費用の取り方は、これを生徒数で今取つておられますが、こゝういふものについて何か客観的にもつとよい方法、合理的な方法があればそれを考へていきたいといふやうなものも、それぞれの費目の中にあるわけでありまして、従つてこゝでストップすることがいいか、もつと合理化した形においてストップした方がいいかという問題があるわけでありまして、できるだけ私どもは動かさないやうにしたいと考へておる。が、そういうよりよい方法があれば、これはそちらの方に移していくことが、やはり交付税らしきものではないか、こゝういふやうな考え方、根本的にはおっしゃいますやうに動かさないでいきたいという氣持を持つておられます。できるだけ改正をしないので、従来の計算方式でいけるやうなものにした。多少の改正はございまして、そのままでいきたいという氣持であります。が、どうも交付税の中で、もう少し合理的な方法があればいいかといふやうなものもありませんし、そういうものはやはり改正する必要があるのではないか、かゝうに考へております。

○中井委員 今の御答弁に関連するものであります。それは十全を求めるといふことになれば、毎年々々改善は必要でありませう。しかし逆に過去の実績を見ますと、たとえばこ

としは、府県はだいたい赤字が多い、こ
としは市町村のうちでは市がだいたい赤
字が多い、来年は町村の方がどうも
困っておられるというふうなことで、
結果においてはいいじつにおられるこ
で、結果においてはいいじつにおられま
す。それは非常に当面の糊塗策として
はいいいじつでありますが、長い目で
見ると、どうも私どもは合理的でない
と思う。あなたの言うことも合理的と
いうのは、たとえば高等学校の単位費
の計算で、生徒数でいくかどうかと
いうようなことは、慎重に御判断を願
わなければならぬけれども、一たびこ
れをきめましたならば、よほどこれは
どうも欠陥がある、こういう年にはこ
ういう事態が起った、こういう府県に
はこういう大問題が起ったということ
のない限りは、私はそのままだいてお
かれる方がいい。そこでこれまでも地方
交付税を毎年々々いじつておられます
のいじり方が、先ほどからお尋ねをし
たような制度が、あるいは補助率
が変るといふことによつてならわかれ
ますが、それ以外のことにいじつてお
もつてちよつとほかの方もいじつてお
くというふうなことであつてはならぬ
と思ふ。またこの間あなたは留守でご
ざいました、大臣にお尋ねをいたし
まして、交付税について少くとも府県
と市町村の大きな区別くらいはつけ
てもらつたらどうか。地方財政計画で
毎年総括は出ておられますけれども、
も、細分になるといふと、税収入その
他は、府県税、市町村税で交付税につ
いては分れておるが、去年は府県は七
二で、市町村は二八であつたというふ
うなことは、決算をしてみても、結果で
そういうふうな数字になつたというこ

とであつてはならぬのであります。せ
めてこの二つの区分だけでも大きくし
て、そして財政計画の中に盛り込ん
でもらいたいということを大臣に言い
ましたところが、大臣は極力それをや
るといふことでありまして、おそらく
来年からおやりになるだらうと思ふの
であるが、後藤さんその点について、
一つ事務当局の見解を承つておきた
いと思ひます。

○後藤政府委員 一昨までは府県と
市町村と分けた財政計画を作つてお
りました。これはできないことはないの
であります、今やりますと、どうし
ても何といひますか、ある予想の数字
になつて参ります。実際にこまかい計
算をいたした結果と、今まで非常
にいろいろ分けるのであります。そこ
で、そういう分け方がいじやないかとい
うことで、昨年からそうしたのであり
ます。大体の大きな数字は私どももつ
けておられます。来年の場合は、たと
えは市町村分の交付税が大体四百二、三
十億の線だらう。このくらいの線はつ
けておられます。しかしその四百二十何
億何千万円という数字がすぐ出るわけ
ではあります。これは人口も變つて
いますし、都市の變動がございますの
で、そういうものを積み上げていって
初めて出る数字なのであります。これ
はあらかじめ予定して置く数字ではな
くて、むしろ大まかに市町村の方に交
付税を多くするとか、府県の方に多く
するといふ考え方はもちろんござい
ますけれども、結果的に出てくる数字
でございしますから、上げるというこ
とは、どうも財政計画の中でそれを基礎
にして、府県市町村がそれが多かつた

とか少かつたとか議論が毎年あつたの
であります。そういう議論をなくする
意味からいたしまして、また正確に
把握できないという実情からいたしま
しても、やはりそれは載せない方がい
いんじゃないか、こういうふうな考え
ておるのであります。もちろん正確に
固定した参りますれば、これは出
すべきでありまして、出すが当
然だらうと思ひます。しかし残念なが
ら非常に誤差が出て参りますので、そ
の誤差の問題をめぐつていろいろ府
県、市町村の間に問題が参りますの
で、一応引つ込めておるのでありま
す。

○中井委員 今の御答弁はまことに異
なことを承るもので、誤差があるのが
当りまえであつて、予算と決算は違ひ
ます。これは誤差があつて、そこを攻
撃されたからと言つても、誤差が
出るというものは、やはり事務当局の見
通しの誤り、怠慢であるに過ぎない
のであつて、そういうことによつて非
常に重要な府県と市町村の区別を出さ
ないといふのは、初めから地方財政
計画の内訳を見るわけにはいかないと
いうことになる。交付団体と不交付団
体とお分けになりましたから、非常に
けつこいと思ふ。さらにこの二つ
は、どうして分けてもらひませんこ
とには、形としては出てこない。少々
の差額が出たつて、それは当りまえで
す。大体地方財政計画は毎年々々数百
億の差が出てゐるんじゃないやせん
か。その点はどうですか。

○後藤政府委員 もちろん計算はいた
してゐるのでありますけれども、計算
をする、前年と非常に變動のあつた
ものが、数字の上ではつきり出て参り

ます。そういうことで、測定間違とい
かなんとかいうような問題もあつて
し、大体の目安は私どもはつけてい
るのでありますけれども、はつきり計算
が間に合わないといふことから、今ま
で出しておらぬのであります。これは
固定した参りますれば、私ははつきり
したものが出ると考えておられます。

○中井委員 これは固定するとかせぬ
とかいうことにかかわらず、少々の差
額がありまして、ぜひこれは来年か
らやつてもらひたいし、そういうこと
によつて個々の市町村が非常な影響を
受ける、個々の府県が非常な影響を受
けるといふことになりまして、それ
は私どもも考えますけれども、総体のワ
クの問題であつて、結局市長会とか町
村長会とか府県の知事会とかいうよう
なものが、あなたの方に折衝するとき
の一つの文句になるだけであつて、国
として計画を立てる場合には、やはり
出していただいた方がいいと思ふ。あ
なたは非常にむずかしいようにおつ
しやる。重要な事務的な責任とあなた
方お考えになつてゐるんだが、そう大
した責任じゃない。これは予算と決算
ですから、その辺のところは先ほど
お尋ねいたしておられますように、毎年
多少の数字はいろいろ、また客体的方
がおつしやる通り非常な状況の變化が
あるわけですから、それは私は納得で
きと思ふのですが、どうですか。

○後藤政府委員 交付、不交付で分
けるという行き方と、市町村別に分ける
行き方と二つあると思ひます。私ども
は交付、不交付の分け方がより正
確であるといふ考え方のもとに今の財
政計画を作つてゐるのであります。

おつしやいます通り、それはできれば
出したいという気持ちもございします。
できるだけ出すように努力いたしたいと
思ひますが、どうも財政計画を作りま
すときには、間に合わないものでありま
す。少し時間をいただければ、もちろ
んこれは作りたいと思つておられます。
○中井委員 あなたは交付、不交付と
それから地方交付税の横割りの問題と
混同して参りますが、これは何も関係
はありません。交付、不交付に分けて
いただくことは、縦に割ることで、そ
れを横にちゃんと分けるだけで、ち
つとも関連がない。交付、不交付に分
けたから横割りはできないといふことは
ありません。これはさらにそうやれば
縦横でがつちりときまるという点にお
いて、私どもはぜひやつてもらひたい
い。今のお話は大いに努力するとい
うことであります、来年はどうぞ一
つ上げて下さい。どうです、上げてく
れますか。そう大したことはありませ
ん。そうでないと、実際問題といたし
まして私ども研究をいたしますのに、
府県は赤字だ市町村は赤字だといひま
すが、内訳を調べてみますと、非常に
差があるわけがございします。そう
いふものの根拠が出てこないのです。
よ。もつとはつきり言ひますと、やは
り私どもは国会議員として出ておられ
ます、いろいろ質問を受けます。こと
しの交付税はどうなりましたか。お
そらく社会党の代議士だけではありま
せん。与党の皆さんにおかれても非常
にお困りじゃないかと思ひます。こ
としは交付税はどれだけふえる、何ぼ
ふえましても町村の方にふえまされん
でなと言われると、もう返事のしようが
ない。ふえるかふえないかわからない。

総ワタにおいてこれくらいですと、これはこまかいことはわれわれも答弁の範囲内ではありませんが、全体の、新聞に出た数字以外はもう話ができないというよりなことであつては、私どもも折衝できないのです。そういう意味で、すなおに考えたら、これは与党野党の立場じゃなくて、せひ政府においてやらるべき義務があると私は思うので

す。それでこの間から大臣にその要望をいたしましたところ、大臣は、それはもつともだ、できるだけそういうふうにやるというのでありますから、その下におられる後藤さんは、大いにやりにくいことがあつても、これは一つ努力していただきたいと思ひますので、重ねて最後に答弁をお願いいたします。

○後藤政政府委員 おっしゃいますことがわからないわけではないのでございしますが、一定の率ではじいていくと、どうしても誤差ができるという問題があります。従つて先ほど申しましたように、市町村に参ります交付税の額は、大体四百三十億前後ではないかというふうに考えております。しかしその誤差が、これは計算してみなければわかりませんし、税がどういうふうに団体別に伸び縮みがあるかということがわかりませんので、その辺から交付税の額が變つて参ります。それから需要の方の變動ももちろんございます。そういうことで今までは差し控えておつたわけでございます。おっしゃいますような御意見もありますれば、私どもももつてできるだけ出すように努力いたしたいと考えてます。

○中井委員 ぜひそういうふうにお願ひいたします。ついでをもつて——いわ

その問題はその程度にしまして、次にもう一つお尋ねいたします。法律案要綱の四にあるのでありますが、基準財政収入額の算定方法について、道府県分にあつては道府県交付金及び納付金の収入見込み額の百分の八十、市町村にあつては納付金の収入見込み額の百分の七十、この八十と七十の差でございますが、これは二、三年前にこゝろいうふうな一般的な計算をされたように思ふのですが、その根拠はどんなものであつたか。それからその根拠とする理由は今でもずっと継続されておるものかどうか。理由は存在するものかどうか、その辺のところを伺つてみたいと思います。

○後藤政府委員　基準財政収入額の八〇％、七〇％の問題でございますが、これは府県の行政というものは、大体齊一した行政が行われている。従つて各府県の特殊な財政事情はございまして、そう變つた財政需要は見当らない。従つて市町村の場合よりも余裕財源を少くしていくということも可能であると考えておりますが、市町村の場合は市町村の財政需要というのは千差万別でございます。従つてできるだけつきりした計算をいたします財政需要以外に余裕のものを持つ必要がある、ということに」と

どめております。これは八〇％を一〇〇％にするとか、七〇％を八〇％にするとかいふ意見がございますが、そういう行政の内容が斉一しておるかどうかにかかっておりますので、現在のところ、これをそのまま動かさないうで参りたいと考えておりますし、前からそういう行政の内容のニュアンスは変わっていないと考えておりますので、こういうことになっております。

○中井委員 基準財政収入額はそうではありませんが、需要額はどうかございますか。一〇〇%でありましたか、どうでありましたか、ちょっと伺つてみたい。

○復興府政委員 需要額の方は、標準団体の標準施設の標準経費を大体見ておるわけであります。従つて標準団体の標準経費という考え方でありませう。この現実の財政需要から見ますと、必ずしも合っているということとは言へないかと思ひます。そういう結果になっております。

○中井委員　標準需要額は、実際問題としてどれくらいに見ておりますか。必ずしも一〇〇％見てないと思います。ものによってはここがあらうと思いますが、総体としては八〇とか七〇とか、そういう程度ではないでしやうか。

○後藤政府委員 需要額と申しますのは、各団体の一般財源をもつてまかなない得るところの需要額、こういうのであります。従つて現実の需要額とは違つております。この辺の觀念が各市町村の方々、各団体の方々と、交付税の基準財政需要についての考え方との間に差があるわけであります。われわれ先ほど申しましたように、一般財

源、税と交付税をもつてまかなう財政需要、こいうのが基準財政需要額で、従つてそういう観点でその団体の均的に見ますれば、そう大きな差はないかと思ひます。この需要額を出しますときは、過去の決算あたりの額を調べまして、そのあるべき財政需額をとつておりますので、そう違つたものにはなつていないように考えます。

○中井委員 入場譲与税の譲与方法の改正に伴ひまして、入場譲与税にかかゝる基準税額の算定の基礎を改める、こゝういふことについても多少の修正があるし、その他規定を整備することあります。何かその他に、特にこれまで実績を見て、これは改めた方がよかつたといふので改められた内容的なものがあるのですか。それともその他規定を整備するといふのは、単に法文の解釈とか、そういうものがあるまいであつてはいけなから、文字を改めるとか、そういう程度のものであります。

○後藤政府委員　その他整備をいたしますものの中で、二つちよつとしたものがあつてあります。一つは起債を特定財源から落す、従来から起債を特定財源にするということに法律はなつております。それを単位費用の中で、単位費用を出します場合に、標準経費を基準といたしまして、補助金とか、負担金とか、手数料、使用料、分担金と同じように、起債を特定財源から落すことになつております。そういうことをやめて、地方債は特定財源と考へないようになつていきたい。もう一つは端数計算の規定、これは二十二条の規定であり

ますが、五百円未満の端数があります場合に、端数を切り捨てることにいたしましたのであります。これは全く手数の問題でありまして、五百円以下がありますと計算機の回転が非常に多くなつて参ります。従つて計算の便宜上五百円以上千円未満の端数がありますときには、千円という計算にする、こういうふうなことにいたしましたのであります。これが規定の整備の大体の内容であります。あとはほとんどありません。

○中井委員　今の問題のうちで、二のことはけっこうですが、一の問題はこれは相当大きな問題だろうと思うんです。これを特定財源から落すということになりますと、これだけ収入不足ということになるんですか。そういうふうな計算ですか。それとも、これまで起債を特定財源と見ておつたものを、何割だけ見ないようにするとかいうふうなことでありますか、その辺の具体的な内容はどうですか。

○後藤政府委員　起債を特定財源から落すということになりますと単位費用を逆に上げるということになります。標準施設の標準経費の中から分担金や特定財源を落す、つまり引きまして、それを数値で割ったものが単位費用であります。その場合に起債を入れるか入れないかという問題があります。起債を入れて計算すれば残った数値が少くなり、割りますと単位費用が低くなります。そういう計算をしないで、起債は特定財源という考え方をやるわけであります。従つて財政需要額が多くなる、こういうことであります。もしもこれを存置いたしますれば、逆に財政需要額そのものの中に償還費のよ

うなものを見なければならぬ、こういうことになって参ります。そちらを見て、これを特定財源の中に含めるのであれば、これは筋が通るのであります。従来も償還費を見ておりません。従って、これをとつても影響がございませんので、この際規定の整備でよろし、こういうことを考えたのでござい

ます。
○中井委員 この点は、私は非常な前進だろつと思ひます。そこで償還費を計算しないで特定財源から落すという事になりますと、これは地方財政計画で七百数十億の数字があつたと思ひますが、そういうものが総体として七百数十億だけ歳入欠陥といふますか、収入がないと見て、今度は逆に需要がふたと考へてもいいわけですか。はつきりといへばそういうことですか。

○後藤政府委員 実は地方債は、特定財源という考へ方の法律にはなつております。しかしそういう問題がございまして、しばらくこれは償還費を立てておりませんし、実際特定財源で計算をしてないのであります。従つてこれをはつきり規定の上から除いていこう、特定財源という考へ方をやめていこう、こういうことにいたしましたのであります。財政計画上の問題とは、直接すぐには関係がないのであります。

○中井委員 数字はもろろ七百数十億とびつちりはいかぬでありまして、それと、結果として何割くらいそれを見ることになるか。これまで実起債の關係は、特別交付金の中に金利の問題その他も含めて計算されておらなかつたわけですね。それが何らかの

形で入つてきたというのが今度の改正でしょう。そういうふうに解釈していかぬのですか。

○後藤政府委員 そうでないでございまして、今までも、地方債を特定財源という考へ方で引いていないのであります。

○中井委員 これまでも……。

○後藤政府委員 そつです。従来もそういうことをやつてきておりますので、これをば規定の整備で落していこう、つまり実情に合わせていこうという事でありまして、もしもこれを残しておきますと、逆にこの財政需要額の方に起債の償還費をあげまして、標準団体を特定財源として落すのであつたならば意味があるものでありますが、片一方だけ入れるというのはおかしいのです。従つて、従来はどちらも落しているわけでありまして、従つて従来通り実情に合せるという意味で、特定財源の計算から落すというふうに考へたのであります。

○中井委員 それでは大した変更ではなくて、これまでもやつていなかったが、ただ法文の中にはあつたのですか。

○後藤政府委員 そつです。

○中井委員 それは逆にいえば怠慢じゃないですか。四、五年の間はつておいたという事は……。

○後藤政府委員 怠慢と言われれば怠慢かもしれません、標準団体における地方債のワケを特定財源として計算しようとするれば、やはり個々の償還費も見なければならぬ。償還費をそのまま見ていきますと、今度は起債を多くしたところに交付税が流れていくという事にもなります。従つてそういう

格好でなくて、償却の形でもつて財政需要の中に入つてゐるわけでありまして、ものによりまして二十年とか三十年とかの償却の形でもつて、投資的経費は基準財政需要額の中に計算することになっております。その投資的経費の償却の年限を、昨年の暮れの特別交付金のときに、五十年を四十年にするとかいうふうに圧縮して参つております。そういうところで財政需要額も見えていくという事から従来なつております。従つて、地方債を財源にあげないで、そういう格好でもつて財政需要額を見ておきますので、その見方もだんだん多くして参りましたので、この際地方債の特定財源という考へ方を落していこう、こういうことにいたしましたのであります。何もしなかつたという事ではなくて、ある基準財政需要額の中に見えていることは見えているのであります。その見方が非常に薄いと

うことがあります。その見方を漸次厚くして参つてゐることもやつております。従つて何もしなかつたということではなくて、徐々に基準財政需要額の中で投資的経費の見方を変えつつ参りましたので、この辺ではつきり見て、特定財源として引いていないのであります。それから、もう落してもいいじゃないか、こういうふうに考へたのであります。

○中井委員 そつすると、結局起債を特定財源から落しても、先ほどの問答では、実際の効果としては前と変わらない、とにかく規定の整備をやるだけだ、こういうことですね。

○後藤政府委員 そつです。

○門司委員 ちよつと一つ、二つ聞いておきたいのですが、交付税の算定の

基礎になつてゐる数字は、ここに書いてあるこの数字は別にして、大体自治庁が考へてゐる都道府県あるいは市町村の基準はどこに置いているのか。必ずしも人口割りで置いていないか。必

ず、その点を一つはつきりしておいてもらひたい。

○後藤政府委員 基準と申されてもちよつと困るのですが、県の場合は百七十万の人口のある団体の標準施設の標準経費という考へ方でありまして、それから市町村の場合は、十萬の都市の標準施設の標準経費という考へ方であり

ます。

○門司委員 自治庁の百七十万の府県の標準施設の標準経費というところがわからないのです。それから市において十萬というものは、実は非常に問題が残つております。府県の人口とい

うものは、御承知のように範圍が広いことのために、人口だけでは、その中の生産と、従つて経済力というものが私は十分にわからぬと思ひます。一体百七

十萬というのは、ただ府県を全部集めて、平均が百七十万くらいになるから、これに基準を置こう、こういうことですか。

○後藤政府委員 府県の人口を府県の数で割りますと、大体百七十万くらいになります。従つてこの平均のところを見ていくという考へ方でありまして、従つて百七十万の人口のあるところの標準的な施設、大体地方事務所が幾つあつて、そして県の部が幾つあつて、その県内の施設は大体この程度というのを、過去の実績を基礎にいたして出して、その予算を一応作りまして、それをそれぞれの数値でもつて

割つて、単位費用を出していくという考へ方でありまして、その標準的な需要を見ていくという考へ方からきてゐるのであります。

○門司委員 問題はそういうところにありますので、府県の場合は、府県の施設その他というが、府県のあり方というものがどういふあり方をしてゐるかという事は、私は自治庁もよく知つて

いると思ひます。最近の府県のある方というものは、教育行政一つを取り上げてみても、府県の実態によつて教育行政をかなり強く行わなければならぬ府県もある、あるいは府県の位置によつては人口が非常に多くても割合に教育行政というものはおろそかで済む、それから農業の単位を考へてみ

ても、純農業県である場合と、その農業が高度な技術と集約的農業を行なうければならない農村等を持つておる府県があるわけでありまして、従つて百七

十萬という一つの基準は——なるほど算定をするにはそういう方が都合がいいかもしれない、役人からいへば都合はいいかもしれないが、事実において

はなかなか離れたものができると私は思ひます。従つて交付税の交付の基準になるべきものがそういうことで見積られておつたら、交付税についてもいろいろ問題が出てくると私は思ひます。こ

とに都市の十萬なんというものは、まるでめちやくちやな話なんです。一体自治庁は都市行政というものを知つてゐるかどうか。今日の十萬なんという都市は、都市といつても人間がだんだんふえてきて、一つの都市の態様を作つてゐるだけであつて、都市自体の行政としての完全なものはでき上つておらない、きわめて不完全なものだと思

う。ところが人口が三千万になり、五十万になり、百万になってくると、都市行政には高度ないろいろな施設が必要になってくる。単位費用にしても非常に大きなものです。一番身近な例を言え、たとえば最も人間のきつらう糞尿の処理あるいは塵埃の処理といふものは十萬の都市まではほとんど経費が要らぬのです。畑があるから大体自家処理ができる。ところが大都市になってくると非常に大きな費用を要するのです。だから十萬の都市を基準にして大都市を見るときはまるであつちやちやです。基準の置き方が少し違ひはしないか。もっと実態に沿つた一つの置き方が必要ではないか。都市といつても大阪のような約三百万の都市と三万内外の都市がある。その標準を十萬に置くといふのは非常に誤りだと思ふ。これは都市自体の性格、形といふものが非常に大きな相違を来たすのであつて、十萬の都市ではせいぜい高等学校でもいいかもしれない、あるいは高等学校がなくていいかもしれない、それより以上の都市になってくると、教育行政においても高等学校は少くとも幾つか持たなければならぬ、同時に場合によつては大学を持たなければならぬ、おそらく今日の五十萬以上の都市で大学を持たぬ都市はないと思ふ。はなはだしいのは総合大学といふものを持つてゐる。そういうことを考へてくると、基準としての十萬といふものは変えなければならぬ時期に来てゐると私は考へる。こういう点について自治庁はどう考へておるか、それでもいいとお考へになつておられますか。

○後藤政府委員 私どもはどこかにやはり基準を置くべきだ、どここの団体かに基準を置いて考へなければならぬといふ考へ方を持つてゐます。従つて十萬がいかに、二十萬がいかに、五萬がいかにといふ問題はありますが、一応標準団体の標準経費を見て、それから標準団体と違つた態様の府県の財政需要を考へます場合には、それを補正係数でもつて伸ばしたり縮めたりしていくのがいいのではないかと、そういう考へ方で交付税はできておるのであります。補正係数を漸次——たとえば段階の補正では、人口がだんだん多くなつて参りますれば、もちろん財政需要がふえて参りますが、人口がふえる程度にはふえていかない、逆に人口が少なくなつていくと経費は少なくなつて参りますけれども、人口の割には少なくなつて参らないといふふうな考へ方で補正をいたしておるのであります。また都市の態様によつてももちろん財政需要も違つて参りますので、それを態様補正の形で補正をする、その場合には都市を二十段階に分けて都市自体の財政需要を見ていくというように、標準団体の基礎にいたしまして、補正でその財政需要を伸ばしたり縮めたりしていくという考へ方をとつておるのであります。従つてそういう考へ方をとりますと、十萬がいかなければ五萬にするとか二十萬にするとかいふ問題はありますが、やはりどこかに基準が必要ではないか、かように考へておるのであります。

○門司委員 どこかに基準を置くことが必要なら考へるべきであらうが、現在の百七十萬あるいは十萬といふものを基準にして、今日の状態ではやるべきではない。ということは、あなた方から考へてみると、交付団体といわれ

てゐるが、交付団体の個々の状況を見てごらんない、必ずしも富裕団体でも何でもない、これはたびたび言われることだが、たとえば東京の教育行政は鳥取よりもはるかに悪い。日本で一番教育行政の悪いのは東京です。不正教育が一番多い。これをカバーするのには東京都といふ一つの大きな市街地の環境からくる子供の知恵がまかせておるといふこと、これで辛うじて東京都の教育が補われている。東京都の教育が一番始末が悪い、約三千くらの教室が不足です。これは交付団体にならない、算定の基礎に誤りがあると私は思ふ。次に悪いのは大阪であり次は神奈川であります。一番富裕団体といわれるところは個々の行政がよくない状態になつておるか、上水道を見てごらんない、どういふ状態になつておるか、下水道を見てごらんない、どういふ状態になつておるか、下水道は完全であるか、下水道は完全であるかどうか。今日の状態は、個々の行政が一つの単位になるといふことが考へられなければならぬと思ふ。人口を一つの段階にするのは一つの目安となるかもしれない。しかし問題は需要面における地方の公共団体に來る恩恵といふものは、個々の行政によつて違ひるのである。道路にしてもすべてそうなんだ。交通量を見ないでただ単に道路の面積だけを見て査定をするとは非常に大きな間違いができる。算定の基準といふものはこういう形でなくして個々の自治体の——これは必ずしも当てはまるとは言えないが、当然要すべき経費といふものの見方は、年々出て参ります決算に現れてくると思ふ。必ずしもこれは正しいとは言われないが、赤字がどう

であらうがやるべき仕事はやらなければならぬといふのが実態だと思ふ。だからわれわれは今のようないつものものではなくて、個々の行政といふものを単位として、この問題を処理すべきであるといふことを強く考へておるのであります。この点についてこれ以上答弁を求めたいと思ふが、一つ考へてもらいたいと思ふ。

それからも一つ、この機会に聞いておきたいと思ふことは、交付税自体の本質的な問題であります。一体これを政府は自主財源と考へてゐるのか、調整財源と考へてゐるのか、この際一つはつきりしてもらいたい。

○後藤政府委員 私どもは地方団体の財源といふ考へ方はもちろんとつております。しかしそれは調整的の機能を持つ自主財源といふような考へ方をとつておるのであります。つまり機能が調整作用をしてゐる、しかし財源そのものは自主財源だといふ考へ方をとつております。

○門司委員 実態がさうだからその通り答弁されたと思ふ。しかしその実態は私は誤りがあると思ふのです。自主財源といふならば、個々の自治体の自主財源でなければ独自の意味の自主財源ではない。あくまでもこれは調整財源で、ただ国と地方との間における調整的な一つの財源といふことは言えるかもしれない。しかし配分方法から見れば必ずしも自主財源になつておらない。そういう意味で言ふならば、今度出た国有資産等の所在市町村に対する交付金の方が、むしろはつきりした自主財源だと言へると思ふ。これは法律で約束づけた一つの方法である。しかし交付税といふ名前をくつつけて、さ

らにこれが政府の言うような法律で強制された自主財源といふならば、その通りに個々の自治体についても、ある程度の自主財源でなければ正しい意味の自主財源ではない。これが正しい意味の自主財源でないところに今日非常に大きな弊害が出てゐると思ふ。この弊害の一番大きな問題は、陳情運動がここから出てくるということ、査定が非常にめんどうになつておつて、必ずしも個々の実態は沿わざる査定が行われておるために、交付税がかなり不公平にわたつてゐると思ふ。こういう弊害が出てくる。だからこの弊害をなくせといふれば、どうしても自主財源といふならば個々の自治体の自主財源といふ考へのもとに、これを配分することが正しいことだと思ふ。その方が一応実名ともに整う体系を持つてゐる。この点について自治庁はさういふように考へてゐるのかどうか。

○後藤政府委員 門司先生の各団体の自主財源といふ税のような、各団体ごとのそれぞれの自主財源といふものからいふと、これは共有の形を持つておると思ふ。その点少しはけてゐるかと、大体自分の県の交付税の見当は、まじめな団体であればつけておるわけでありま。従つてもちろん自主的な機能を果しておると思ひますけれども、個々のこまかい市町村になりますと、計算方法について必ずしも見通し通りにならないといふことをよく言つておられますから、必ずしも的確に把握しておることはなつていないかもしれない。しかし私どもの考へ方としては、共有の自主的な財源である

○門司委員 私は結果を言っているわけではない。この税金の本質からやはりそういことが考えられるのです。この点については後藤さんもよく知っておるだらうし、隣に奥野君もいるのだから……。今までこの税金がどういふ経路を経て、こうなったかということには長い間の段階がある。明治時代に、いわゆる農村の調整財源の目を目的としたものが考えられておったときには、これは何も法律という形を示されない、そのときでこのくらい足りないから、これくらいやったらよからうということできめられておった。それが昭和になってややはつきり

の税金の歴史的経過から見てはつきりわかつておる。それを今のようなことで政府が変えようとするのは、役人のものの考え方であつて、役人はできるだけ自分たちの勢力範囲内にすべての機構を置きたい。これは役人の意欲です。役人のものの考え方からいふと、そういうことは言えるかもしれない。しかしし役人という立場を離れて個々の自治団体の問題、今日のこの税金の出してきた経緯を考えてくれば、今のような答弁は成り立たないと思う。もう少し官僚的なものの考え方を離れて、実質的の個々の自治体を考えてもらいたくない。そうしてできるだけ交付団体を少くする。お上の厄介になる、いわゆる政府の厄介になる、調整財源を必要とする団体をできるだけ少くすることが、この税金の一つの建前でなければならぬ。そういう考え方から従来の平衡交付金を交付税という名前に変えたはずである。だから交付税については一体自治庁はほんとうにどう考えておるのか。私は自治庁としても世話がなないと思ふ。ある程度自主財源をやつて交付団体が少くなれば世話をやぐ団体が少くなる。こういう官僚統制的もの考え方については、ぜひこの際ろえ直してもらいたい。そうしてある程度の自主財源というものをやはり持たしていく、こういふことを考えるのが、一体政府はこれをどうお考えになつておるかといふことを、もう一度聞いておきたい。

○後藤政務委員　先ほど申しましたように、共有の実質的な財源であるが、その機能は調整的な機能を持つておることになっております。従つてその調整機能というものを中心に配分をい

方の中には、先ほどから考えており、すやうな地方財政平衡交付金を地方交付税に直したというところに大きな問題があったと思う。地方制度調査会、それを直すときには、そういう意味で直されておることは、地方制度調査会の記録を読めばはっきりすると思う。当時の考え方はそうだったと思う。政府がそういうことを考えないで依然として官僚主義的、画一的な統制を行なつていこうとするから、日本の全国の町村がみな貧乏になつて、みな赤字をこしらえて、そしてみな政府の厄介になつておる。それがやれないならやろ、これの方でやつてやろうというようなことで、知事の官選論が出てきたり、あるいは中央集権の度が強くなつたりする。こういう点の一つ考え直してもらいたい、ということ、もう一つ最後に聞いておきたいことは、富裕団体であつてたくさん赤字を持つておる団体に対する政府の態度はどうかということです。交付税を一銭ももらつておらない団体、そして再建整備法の適用を受けなければならぬような段階に立ち至つておる自治体がある。こういう団体に対する政府のものの考え方はどうか。

○後藤政府委員　赤字を持つております不交付団体につきましては、別に交付団体と考え方を變更しておりません。不交付団体でありましても赤字の処理につきましては、交付団体と同じやうな考え方であるつもりでおります。従つて別に差等をつけるわけではございません。

○門司委員　そりなんでしょ。そこでも私の聞いておりますのは、交付団体として今まで交付税をやらなかつた富

裕団体が赤字で困っておって、再建整備を受けなければならぬという段階に立ち至っておるのです。その赤字の原因はどこにあるかということですが、今までは政府は富裕団体だからといって交付税をやっていない。ところが富裕団体のつものやつがふたをあけてみたらたくさん赤字を出しておる。どうして再建整備を受けなければならぬという団体は現実ででき上っている。この問題と自主財源というものをどう考えられるかということですが、政府が表面から見た団体で、どうしても中の実態というものはつきりしておらない、仕事の量という事業量というものをつきり考えない、表面上の十万なら十万の都市を基準にしてやると言っているから、そういうものができるのです。事業量というものはおのおの異なっておってたくさんある仕事を持っているものがある。だから不交付団体が赤字で再建整備を受けなければならぬというのは実におかしい話なんです。それは富裕団体だからといって政府は交付税をやっていない、その富裕団体が赤字で困っておって再建整備を受けよう、こういうのです。だから少しづつづつが合わぬところが出てくる。政府から言えればそれは単独事業のやり過ぎだから仕方がないと言いかもしれないが、しかし単独事業をやらなければならぬ実態があったと思う。事実が存在しておったと思う。その事実の存在を無視した交付税の配分方法、そういうものの責任を負わなければならぬと考える。この点についてはただ公平にやるというだけでなくて、問題をどうお考えに

きまして申し上げることができると私は思っております。

○太田國務大臣 この前のときに私生活みましたが、門司委員から私が地方交付税改正について御説明申した中で、市町村の都市化の程度により、このことについて御質問があったのですが、私欠席いたしましたためにきよう申し上げました。少し言葉がこねれぬかもしれませんが、これは合併関係の意味ではございせん。各市町村の経済構造等の実態の差を表現せんがために使った言葉でございせんので、さよう御了承願います。

○門司委員 私はこの点は大臣なかなかよくお考えになって、実は合併された町村というものは、いわゆる都市といふものは、住民の意欲というものがより以上の都市の発展と住民の幸福のために努力しておるわけでありまして、この点を大臣はお察しになってこり言われたと思つて、実はその真意をはつきり確かめよう、こう考えておつたのであります。それが、さうでないということになると、実は問題が出てくるわけでありまして、今日の新しく合併されて市になりました町村は、先ほど申し上げましたように住民の意欲というものは、より以上の自治体の成長と発展をこい願うのあまり合併されたというものが、私は正しい意味の合併だと思つて、従つてそれらの合併町村につきましては、当然これを育成すべき責任が政府にはある。だから町村合併後における育成の法案を出そうかということまでのお考えを、大臣もお持ちになつておると私は思ふ。このお考えをお持ちしておりますならば、取り残されております問題の中に、合併をいた

しましてのために多くの借金を持ち寄つておるといふ問題があるわけでありまして、財産も持ち寄つておりますが、その反面に借金も持ち寄つておる、従つてその借金については、もし大臣のお考えがこれを育成助長しようというならば、いかにして一応の解決策を与えらるかということが、一つの町村合併あるいは都市を形作ったものの目的達成の一環だ、私はそう考へる。従つてその点についての大臣のお考えを、この際もう一つ聞いておきたいと思ひます。

○太田國務大臣 ただいまの御質問もつとも思ひますが、個々の状況で私存じませんが、その借金のできた原因がどうあるか、これをどう処理すればいいかなど複雑な関係があると思ひます。ただいま各省ともいろいろな点を交渉しておる最中で、まだ案ができておりませんが、御趣意の点はよく検討いたしたいと存じます。

○龜山委員長代理 それでは午前中の会議はこの程度にとどまして、休憩いたします。午後一時半から再開いたします。午後は主として警察に関する事項でございます。

午後三時開議
午後零時三十七分休憩
午後三時開議
○龜山委員長代理 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

警察に関する件について調査を進めます。なお本件の調査について警視總監江口見登留君及び警視庁警備第一部長藤本好雄君の両君を参考人として意見を聴取いたしたいと存じますが御異議はございませんか。

○龜山委員長代理 御異議なしと認めますからさう取り計らいます。

○大庭國務大臣 手違いから大へんおくれまして恐縮でございます。おわびを申し上げます。

○龜山委員長代理 発言の申し出がありますので順次これを許します。三鍋義三君。

○三鍋委員 一昨日国会周辺にかもし出された雰囲気というものは、国民が見ましても、また直接政治に携わる私たちがその場面に遭遇いたしました感じから見ましても、非常に好ましくないというよりも憂慮すべき状態であつたと私は考へるのでございます。御承知の通りあの警察法が改正されましたのはたしか一昨年の問題のあつた国会末期であつたと思ひますが、それもどうも割り切れない状態において通過したのでございせんが、私たちがあの當時反対いたしましたのは警察権が国の権力に掌握された場合に予想される問題でございせん。過去におけるいろいろな歴史的な事例から考へまして、將來再びああいうことになつたらばどうなるかというのを心から憂へたから、あれに対しまして私たちは党をあげて反対をいたしましたことは御承知の通りでございます。しかしこれが通りました。通つた後のいろいろの経過をたどつて、そして一昨日の状態を見ましたときに、私たちの憂へておりました問題がそのきざしを現わしたというよりも、すでに大きな事実となつて現われてきているのではないかと、一つ大きな不安を感じるのでもございます。一つの権力を握つた場合初めは慎重でありましよう。誤まりないでありましよう。誤まりないようにお努めにな

と思ひます。そこで大臣にお伺ひいたしたいのは、この警察権の行使というところにつきまして慎重を要するということをお考えであることは当然であります。これに対する大臣として、公安委員長としての心構え、この行使がどのように善用されているか、誤まりなき行使がされているかということに対するあなたの心がまえと、その部下に対するいろいろの御注意とかいうものについて、まずお尋ねしたいのであります。

○大蔵国務大臣 お答えを申し上げます。いろいろ御心配感縮でございますが、警察といたしましては御承知の通り国家公安委員会がこれを管理しております。政府がこれを使用するとか行使するとかいふようなことは考へておらぬのでございます。それで警察庁長官以下の警察官憲がこれを執行いたしております。これを管理するのは国家公安委員会、その心がまえといふものは変へてはならぬ、かように考へておる次第でございます。

○三鍋委員 もちろん管理する立場におられることを私取り上げておるのでございます。管理あるいは助言という立場におられるのでございますが、この運営の誤まりなきを期するためには大臣の心がまえをお聞きしたのでございます。

そこで一昨日私は党の方から、正面の方から陳情団が来るはずであるからといって、その陳情団の受け入れのあつせん役を命ぜられまして、私と春日代議士と二人で十二時十分ごろでしたか、正門へ行つたのでございませう。風が非常に寒い日でありました、砂塵が巻き上つておりました、ふだん

開放されているはずの正門のところへ来ますと、びつたりとこれが閉ざされておる。私は初めそやう意にも介しませんでした、あいているところから門外へ出てみますと驚いたものであります。たくさん自動車が閉ざされた門の前の空地にぎしりと駐車の状態にあるのでございます。それで私はもう来るか、はや来るかと思つて陳情団の来るのを正門で待つておりました。見たならば連絡をとつて、委員長に出てこいさつ、陳情を受けていただこうと思つて、三十分、四十分くらい待つておりましたけれども、どうも来る様子がない。しかしつと向うの方チャペル・センターあたりに見ると、警察官の青い色で塗りつぶされた状態になつておる。そこで春日代議士と向うへちよつと行つてみようといふことで行つてみると、驚いたことには道路が警察官のためにふさがれておつて、陳情団と思はしき人々のところに行くことができない、やつとかき分けて一人辛うじて通れるようにして通してもらいました。私たちが国会議員の記章をつけて、こつちの扱いを受けるのでございませうから、一般の人たちは絶対に通れない状態にある。辛うじてそれをかき分けて行つてみますと、両方通してきれ、通されぬ、上からの命令だから私たちはこれを通すわけにいかぬ、天下の大道を何と心得ておるとか、私が税金を払つて作つた道路をどうして通さないのか、こつちのよう押し問答がなされておつたのであります。そのうちに道路には両側にいわゆる装甲自動車というものが何かわけのわからぬ格好をした車が並んでおる、門の前にはもとよりです。それ

で拡声器がしゃべつておる、聞くといふと、そこにとどまつておられると都条例交通違反になりますからお降り下さいといふのでございませう。そこで大臣にお聞きしたいのは、とどまつておると思つていない、目的地へ行こうといふことを通れないようにして、徐々に来る人をそこにとめておいて、そこへまつておるとけが人ができる、交通条例に反する、だからどこかへ行け、こつちのことを言つておられる、こつちの姿をどうお考えになるか。かりに銀座通りにおきまして警察官が五十人も六十人も道ばたにたむろしておつて、自然交通する人が押しとどめられると、初めは一人、二人だったのが五人、百人、二百人、千人と人が固まる。そのときに拡声器でそこにとまつておつたらけが人ができるから、都条例に反するからどこかへ行け、こつちのことを言つておられる、こつちの姿をどうお考えになると思つておられる、こつちの状況を一体許されるかどうかといふことを大臣にお聞きしたい。

○大蔵国務大臣 一昨日の状況は私実はつまびらかにいたしておりません。「そんなことじゃだめだ」と呼ぶ者あり、待つて下さい。お聞き取り願ひます。昨日石井長官が私の自宅に参りまして、きのうこつちの話を話をして、きつち承知したので、初めて詳しいことを承知しました。もとより大体は承知しておりましたけれども、詳しいことはきのう承知したのでございませう。それによりまして、今の話と少し違ひように思ふのです。門を締めたのは国会の事務当局が締めたのだと、警察の知るところではないのであります。

す。それらのことにつきましては実際取り調べて詳しく知つております長官が来ておりますから、どうぞそつちからお聞き願ひたいと思ひます。

○三鍋委員 それは長官にお聞きしなくても、僕は初めからしまいまで正門で見つておつたのだから、ぼくがうそを言わなければ私の言ひことが間違ひないと思ふのです。そこで何かの目的があつて、あつちの姿になつたのであると思ひますが、長官に一つお尋ねしたいのでございませう、あの動員計画といふものは、どういふ意図のもとになされたか、これをお聞きしたい。

○石井(衆)政府委員 私ども警視庁から報告に接したところによりますと、一昨日のあの問題につきましては、その事前におきまして約三万三千名の大量の人が動員をされて、四方面から国会周辺に集結をして、いわゆる集結陳情といふ名のもとに大動員をされる、こつちの情報があつたのであります。従ひまして警視庁といたしましては、この三万名に及ぶ大量の人が限られた場所、四方面から国会の周辺に集結するといふことに相なりますと、またその勢いのおもむくところ、場合によつては都条例の違反の状態になるおそれもあるものであつて、警察としましてはなるべく事故を未然に防止し不祥の事態を起さない、トラブルを起さないといふことが望ましい、こつちの見地に立ちまして三万名を越える大量の動員に対する措置をいたしまして、おおむね警察官二千名をもつてこれが警備に當る、こつちの計画を立てておるというふうに私は聞いておるのであります。しかし実際にはあの当日は三万名というより大量の人は集まらなかつたのであります。私の聞いておるところでは約六千名余りであつたといふふうに聞いておるのであります。従ひましてこれは当初承知しておつた情報に基いての計画そのままでなしに、そこで情勢に応じて適宜警察官の配置計画等を再検討するといふ必要は確かにあつたであらうと思ひます。そういう点は現場の最高指揮官が時々刻々の情勢の変化に応じて、当初の計画を変更して配置しておる警察官を撤退せしめるといふたようなことは、これは当然の常識として考えられることではあります。おそら、こつちの措置をとつたものと思つておるのであります。あるいはこつちの点に若干不手ぎわの点があつたために、警察官が多少威圧するやうな配置になつておつたといふことが、もしありとしますならば、今後そつちの点につきましては十分反省をいたしまして、今後そつちの類似的な事案に対処する場合に行き過ぎと言ひますが、誤まりのないようにさせたい、かように考へておるのであります。

なお先ほどお話のありました国会の正面の正門がしまつておつた。その前に警察の車両が多数まるでバリケードを築くかのようになつておつたといふことでもございませうが、国会の門の閉鎖は私も警察には権限もなければ、また差し出がましく要請して、そつちの閉鎖をしていただつたといふやうな筋のものでもないであります。また事実あの当時そつちのことは何らいたしておらないのであります。国会の事務当局において十二時半ごろに正門が閉ざされたといふふうに聞いておるのであります。私は現場を詳細見たもので

はありませんが、すべて私の受けました報告に基いてお答えをいたしておきますので、あるいは時間は正確ではないかもしれませんが、私の聞いておるところによりすれば十二時半ごろ正門が閉ざされたというの、当日国会の方におかれましては参議院の方は本会議も委員会もなかったということ、その事務当局の方で締めたものであるというふうに承わっております。ところがその後、何時ごろでございましたか、国会の両院の社会党代表の七名の先生が、この問題について私の方に話になりまして。その際に正面の正門を締めてその前に車を並べてある、あれはさっそく撤去させろというふうなお話がございました。私は直ちにその事実を確かめ、もし警察がそうした行き過ぎをしておるといふことであるならば、仰せまでもなく是正すべきものであるというふうに考えまして問い合わせましたところ、二時過ぎに——ちょうど私のところへ皆さんがおいでになりましたのは二時過ぎでございましたが、二時過ぎには締められておった門が再び開門されたというふうに聞いております。なお警察の車両が門の前に並べられておったというの、正面の門が締められておったので、たまたまそこに警察の車数台を置いておりましたけれども、門を再び開くようになりまして同時に、その車はもちろん出入に支障のない地点に撤退させておるよう聞いております。

○三 議員 国民が国会に對しては、国会議員に自分の思いとか、あるいは願いを陳情するところの権利と自由を手えられていることは御承知の通りであります。また私たち国会議員は

りであります。また私たち国会議員は国政に直接携わる立場といたしまして、これらの人々の陳情なりあるいは願いを身近に聞いてあげるところの義務を持つておると思うのでございませう。それがあつた状態に置かれては自由でできないというのを非常におそれるのであります。大体あの国会の建物自体が、実におごそかでありまして、いなかから来る人はこの建物を見て、ただけでも心の安定感を欠くのであります。それをあのよき、もののしり姿で、ものものしい装備でこれを取り巻かれておるといふことは、地方から来る人は何か威圧を感じまして、自由にすなおな気持ちで来られない状態を醸し出しておることは事実であります。これはきつ、おとといの一時間あるいは二時間ぐらいの時間であつたかもしれないけれども、そういう雰囲気の中において、帰って行った人があつたのではないかと。ないかもしれない。もしあつたならば、これは民主主義の議会政治の立場から嘆かわしい状態であると考えるのでございませう。そこで、どうしてあんなに二千名の警察官を動員して、あんなにおごそかな配置をしたかということにつきまして、今長官は三万二千名の動員があるから、これが一カ所に集まつたときに予想しないところの事態が起きるといふことを予想されての御配慮だつたといふことをお聞きしました。ところが実際は五千名か、六千名であつた。こ

ういふことは三万五千名以上の動員であるか、あるいは五千名の動員であるか、あるいは五十名の動員であるか、こ

は、私は非常に物足りなさとか何か不安を感じます。あなた方はあらゆる装備をもつて、あらゆる通信機関をもつてどういふ状態にあるか——うわさは三万五千名であるけれども、現実において、どれくらいの方が動いておるか、これが瞬間的に最も短時間に把握できないといふような、そういう警察力で、一体いざというときに間に合いますか。もう一つお聞きしたいのは、今度正門を締めておった問題、それをいつ開いたかという問題、そしてその前にたぐさんの車がバリエードと思われよう配置してあつたという問題であります。これを締めたのは、あそこ警署長さんと私は話したのですが、あの方は私が締めたものではあつたと言つておられました。もちろんこれは国会の権限内でございますから、それは了解できる。しかしどうしてこへ車を置くのか、こへ言つて、これは締まつておつて通行できないやうになつておるからここに置いておいたと言ふ。ちゃんと理屈上は成り立ちます。しかし先ほど申し上げましたように、なるべく国会というものは、だれでも近寄りやすい状態に置いておかなければならぬという根本精神から考えますと、私はかりに門が締まつておつて、あき地があつたから、置いたという理由が立つたといふにしても、これは今後大いに反省してもらわなければならぬ。ところが実際正門はどの管轄下なのか、警視庁はどこまで権限を持てているのかわかりませんで。ところがわが党の正木代議士と渡邊徳蔵代議士、もう一人三人だつたと思ひますが、これはおそれ

あなたのところに行つての帰りだと

思ひますが、正門に車を乗りつけました。そのときの大喝一声で初めてクモの子を散らすやうに車が飛んで行つた。そのとき、こゝういふことをするのはけしからぬではないか、国会議員の通用門をどうして締めるのか。そしてその門の前にどうして君らは車を並べておるかとお追ひつたしまして、その議論をしておるうちにだれがあげたのか知らぬけれどもあの正門があつた。先ほどのお話では、あれは参議院の管轄下だと思ふのです。だからなかなか芸がこまかいと思ふのです。先ほどは参議院の予算委員会も本会議もなかったから締めたとおっしゃるけれども、その必要のないものをなぜあげたかといふことも理屈からいけば成り立つ。そこで私がお聞きしたいのは、何らかの不慮の事態が起きるかもしれないという、その事故を未然に防ぐための処置をされた、これはわかる、ちよつと行過ぎであるし、大げさであるといふことはこれははつきりしておるけれども、これは理解できる。それでは一つ長官にお聞きしたいのは、あの二十日の日——私はいつも宿舎を九時のバスで来るのですが、三宅坂のもう少しこちの坂を上つてきますと驚いた。警察官が随所にたむろしている。一体何があつたのだろうかと思つて異常な感じを受けた。あとからお聞きするに、日患同盟の患者の方が、健康保険改悪の問題あるいはつき添ひ婦の廃止の問題——これらが入院患者自体の生命に關する問題でありまして、全国から約五十台ぐらいのバスに乗つて陳情に來られたのですが、どうもそれに対する警戒らしい。微熱がある病人とか、心から自分らの生命を憂えて、し

とやかに衷情を訴えようとするこの人

とやかに衷情を訴えようとするこの人たちに對して、何か悪い事態が起るかもしれないといふので、警察官が予防策を講じなければならぬ理由がどこにあつたのか、これに對する御見解をお聞かせ下さい。

○石井(榮) 政府委員 たいだいまお尋ねの階段の問題、正門前の車両の件についてどういふのでございませうが、重ねてお答えをいたします。門の開閉につきましては、警察は何ら関与するものではないといふことは先ほど申し上げました通りであり、一昨日のあの門の開閉にはむしろ警察は何らタッチしてないといふことは聞いておるのであります。一たん締められた門が再び開かれた。それはすべて国会の事務当局の係官の手によつてなされたものと聞いております。締められておる間に、その前に車を出入のじやまにならないから置いたと先ほど申し上げましたけれども、これも先ほどのお言葉の通りよく考えますならば、そういう場所置くのは必ずしも適當でないといふふうに私自身も考えます。他に車を置く格好の場所がないので、そこをやむを得ず一時的に使用するものであればいざ知らず、そつでない限り努めて車を置くことを避けるべきであるといふふうに考えますので、将来はそういう点につきましては十分反省いたしたいと考えております。

あとの問題の、二十日の日患同盟の陳情の方々に對する措置につきましては、私詳しくことを承知をいたしておりませぬ。おそらく患者であります

程度警察官を配置したという事は当然考へられることであります。さらにまたその患者の方々以外に応援のための健康者の相当数の人が集まつてくるということもありましたので、そうした人々に対する適宜なる指導と申ししますか、そういったために必要な若干の警察官の配置もこれまたやむを得ないことじやないか、かように思ふのであります。おそろくそつういふ使命、任務のために必要な場所に警察官が配置されておつたものと存じます。

○三鋼委員 長官は長官の立場で部下の報告をお聞きになつて、また自分の立場を忠実に守るための処置だと思ふのです。あまりぼくは小理屈をひねつたり、そつういふことはきらいなたちでございまして、率直に御答弁をお願いいたします。あそこには観光自動車五十台、六十台並んでおることは常時あることであります。交通整理をやらなければならないとできます。それをことさらあつたやうなものしい姿でおられることに對して、私はやはり慎重であつていただきたいと思ふのです。去年日患同盟の方が陳情に來まして、一人生命を失いました。それにかんがみて、白衣の看護婦さんでも万一に備えてあそこに配置されたんなら話がわかる。病人を相手にあつたやうなものしい姿をした警察官を多数配置するといふことは、あなたは必要として認められたかもしれない。またほかに健康者の方で応援に來る人があるから、もしものことがあつたらといふのでやられたかもしれないけれども、こつうやつて一連のこのごろの国会の姿を見ますと、私最初にお聞きいたしましたし

た行き過ぎの方向へ行くことを、心から憂へるのであります。

もう一つ私長官に今後非常に御配慮、御注意願ひたいと思ふことは、相手があつた場合に、そこに一つの問題が起るのをごさいます。水が流れてゐるのに、そこへ大きな石あるいはその他のものでこの水をためようとするところに、そこに氾濫と、水の激流です。あるいは大きな渦が巻くのでございまして、どのようにしてこの流れをすうつと抵抗のないように流してやるか。これを私氣をつけてもらいたいと思ふ。すなおに通つていこうとするのに、ものものしい姿でそこにおられるといふと、人間といふものは反抗心が必ずある。何だおれらを何か罪人扱いにする、あるいは何か事をなそうとするもののような見方をされることに對して、人間は心において何か非常な不愉快なものを感じる。それが爆発する場合があるから、今後の警察官の運営といふものは、私十分にこつういふ点を考へていただきたい。触れるがごとく触れざるがごとく、すうつとまいこゝとに流してやるというこの根本的な考え方失つてもらいたくない。そこで私なせこつういふことを申し上げるかといふと、具体例を申し上げます。どうして一方では警察官が食いこめようとしてゐる。一方ではどうしても行くとしてゐる。このままにしておくと、いふと、混乱が起り、けが人が出る。私は残念だけれども、せめて国会の門の前でも陳情を受けてあげたいといふ気持ちで一ぱいだったけれども、一方はどつうしても上からの命令で一步も引かれなかつてゐるから、こつういふ行きたいと言つてゐるから、このままにし

ておいたら必ず問題が起る、混乱が起る、こつう私は見ましたから、これはこゝで食ひとめさしておいて、そつうして委員長を呼んで、こゝでこつうは受け入れてやつて、陳情団の思ひをかへてあげたい、こつういふ気持ちで、せめて拒否機でも使わせてもらえないかといふ交渉に署長のところに行つた。なかなか承知してくれませんでした。しかしこつうそれは見て見ぬ振りをしてしまふ、聞いて聞かぬ振りをしまふ、いふや何と書いたものを持つてこぬといふときかぬと言つておるから。それじゃ一つ連絡をとりますから。こつう君連絡をとつてくれ。それで私は現場に引返してきただけです。そつうすると、一人の警察官が、国鉄の宣伝カーが入つてきた、その運転手をつかまえて、ドアをあけて引張り出そうとするやうな形のところに行つた。こつうこれは大へんだと思ひましたから、私は静かに君々と肩をたたいた。あるいはおいおいと言つたかもしれない。記憶にないが、感情が高ぶつておつたから、おいおいと言つたかもしれない。肩をたたいた。そつうしたら非常な怒りの様相でぱつと私を振り返りました。顔の太つたまんまういふやだつた。君、そつうしたら混乱するから、ちよつとこつうへ來なさいと言つてわきの方へ連れて行つて、こつういふわけになつたんだから、入れてもいいんだから、君は黙認しなければいけぬ、こつういふこゝにいたしまして、委員長は來なかつたけれども、国会対策委員長の勝岡田さんが来てくれましたから、こゝでみな陳情を受けて、あつたさつをして終つたのです。こつういふ状態で、私は初めから何とあつて問題が起らないよ

うにといふことを心に念願して、その交渉の間へ入つたのでございましてけれども、私が先ほど申しましたやうに、すなおに陳情できるやうにといふ根本をしつかりと御理解願つて、今後こつういふ行き過ぎた人間といふものはステッキを持つと氣に入らぬ枝を折つてみたくなるのです。与えられた権力をほんとうに大衆のために、大衆に不安を与えない、ほんとうに大衆から親しまれる警察官としての運営に、長官は今後十分御留意願ひたいと思ふのでございまして。私一人でやつておつてもいけませんから、私の質問はこれで終りますが、大臣もこの点よろしく御配慮をお願いしたいと思ひます。

○石井(榮)政府委員 ただいまの御意見十分に拝聴いたしました。今後警察運営の上で、十分に参考にさせていただきます。

○龜山委員代理 田中織之進君。〔発言する者あり〕

○龜山委員代理 静肅に。

○田中(義)委員 先ほど三鋼委員の質問に對して、警察担当の大蔵國務大臣は、詳しい状況は昨日石井警察庁長官からの報告で知つたといふことをごさいます。法的にどういふ解釈がなされようとも、少くともあの雰囲気は、われわれ國政の審議に参画する者として、国会の権威が著しく警察の威力によつて傷けられたやうに受け取つたのであります。その意味において私後ほど大蔵さんに御所見を伺いたいと思ひますが、特に一昨日の事態を明確にするために、警察庁長官、あるいは本日参考人として出られてゐる警視總監あるいは警務部長から伺いたいと思ふのであります。

○石井(榮)政府委員 兩院事務当局から事前の連絡といたしましてあの当日には、平素この国会の構内には兩院の要請に基きまして警視庁から百七十二名の警察官を派遣いたしておるのであります。それ以外に兩院のおのおの二個中隊ずつ増加派遣をせられたといふ連絡があつたのであります。しかし警視庁といたしましては、兩院二個中隊ずつと申しますと四個中隊ふすことになつてゐるわけですが、それほどの必要もないのではないかと、こつういふ必要を通過して二個中隊、人数にしまして約二百名をふだんよりも多く派遣する、こつういふことにして実施をいたしました、かように聞いておるのであります。

○田中(總)委員 実はその点は、一昨日私が警察庁長官のところへ党を代表して両院議員総会長の吉田賢一君、正木代議士会長ともにお伺いをいたしましたときに申し上げた通りです。その事前に、ちよと益谷衆議院議長が退庁せられたあとでございまして、杉山副議長のところへ鈴木事務総長においで願って、国会の本日の陳情に対する警視庁との関係の問題について伺ったのであります。国会としては当日陳情の問題について、特に警視庁に警備の増員について要請した事実がないということ、はつきりわが党の代表に言明をいたしておるので、その点は実は食い違いがあるわけでありまして、しかしそれはいづれ明確になることだと思えますから私はあえて追及いたしません。そこで私の御質問申し上げたうちで、この陳情については与野党ともに代表者の陳情は受けようというので、特に衆議院の方は事務総長を通じて代表者の院内への通行証の発行の問題その他について、実は事前の打ち合せができておいたわけなんです。そういう事実は警視庁の方では御存じであったかどうか、その点をまず伺います。

○江口参考人 警視庁としてはそういう手続が済んでおることは一向存じませんでした。

○田中(總)委員 一昨日集団陳情に動員されるという人員の想定の上では三万三千名で、現実に見えたのが約六千名だといふ先ほどの石井警察庁長官の御答弁によってもわかるように、何らか別の意図であつただけのものを動員する、あるいはそういう想定をされること自体に、私は警察として治安維持の

任に当る点においてむしろ欠けるところがあると思つております。問題はやはり集団陳情に国会へ押しかけてくるであろうという人員を的確につかまなければ機動的な処置がとれないのではないかと、先ほどの三鍋委員の質問はそこから出てきておるので、ことに当日隊伍を組んで陳情に来るという形になれば、いわゆる都条例によるデモの取締りというか、道路交通取締りの関係から、警察取締りの対象になるということとはわれわれも承知いたしておりました。その点から見ても何らかの不測の事態に対処するための警察側のある程度の予防的な動員態勢だ。そういうことについては私は過去十年国会に席を占めさせていただいており、今までも昼間ではなくて、ことに夜間におけるデモ隊あるいは陳情隊に国会議員として面接をした経験を持っており、十分承知の上であります。特に一昨日は与野党の方の諸君も池田副幹事長等のございました。この一昨日の陳情を受けたというところで院内へ待機しておいたところが、結果的に見ますと、警察の非常な動員態勢のもとに、そういう代表が院内へ入って来なかつたために、総評の連中はおれたちに陳情するんだといつて待ちぼうけを食つたということ、かえつて総評の諸君に対する与野党の待機せられておつた池田副幹事長などの反感が生じてきておる。これは昨日の説新聞がそのことを紙面に取り上げておることによつてもわかるわけなんです。私はそういう意味で従来からこの種の陳情等の集団的な行為に対する取締りの見地から見ても、国会の衆参両院、特に衆議院の事務総長

も議長の代理としてわが党の代表者に会つて代表者の院内への通行の問題あるいは与野党への陳情について十分連絡をとつておるという事実を警視庁は御存じなされて、院内の警備の配置をするという点は、私はこれは非常な手抜きだと思つて、そこに必要大量の人員を配置するといふ結果になつたのであります。当日は私も外務委員で平生地方行政委員会に出ておりましたために、先ほど山中委員からこの委員会の委員であるかどうかと間違えられようという問題があつたのです。私はたまたま外務委員会の審議の途中で、これではわれわれが警察の包囲のもとに国会で審議をするというところは耐えられなかつたといふことで、私は委員長の許しを得て退席をした、そうして警察庁長官にお目にかかつて、あまりひどいじゃないか。——たまたま私の方は三十一年度の予算の組みかえ案に関する両院議員総会を開いたとしておつた、そういうわけで衆参ともに国会として機能をお発揮しておる過程において、国会との関連なく、警視庁として都内の治安維持のために独自の見解を持ってやることは差しつかえないんだと言へばそれまでですけれども、問題は国会の周辺にあれだけの配置をやるというところは、われわれ国会議員の立場から見れば、国会の開会中にわれわれが頼みもしないのに警視庁が何千名と人を配置して、あたかも国会を包圍するかのとき態勢のもとに、国会の審議を続けなければならぬといふことは非常に威圧を感ずるのです。一昨日の処置について警視総監として、あの処置があくまで警視庁として正しい処置であつたかどうか、先ほど三鍋委員

員からもある具体的な事例についても指摘をされておられますが、当日情報収集等においても欠ける点があり、行き過ぎであつたといふ点をあなただけ率直に認められた方が、今後の国会でどういふ不測の事態が起るかもしれないときには、むしろわれわれは警察に国会としての防衛を求めなければならぬ場合もあるもので、国会を守るためにはそういう場合も生じてくるがゆえに、私はこの際あなたに伺つておきたいのです。

○江口参考人 二十五日の国会周辺における警察官の派遣の仕方が、少しものし過ぎるのじゃないかといふお尋ねのようでございます。国会の周辺を警察官だけで二千名が圍繞するといふ様子だけを見ますならば、多少ものし過ぎるかも知れませんが、われわれとしましてはお話の通り三万数千名の者が国会の周辺に集団陳情と称して出てくるのではないかと一昨日想定も一応は固めておかなければならぬもので、その際二千名の警察官の配置といふものは、数から申せば大した数じゃなかつたと思つて存じます。三万数千名の結集の仕方が甘いのではないかといふお話でございますが、これは総評側にもいろいろ上手な戦術がございまして、少い場合もございまして、われわれはそういう情報の把握の仕方が甘かつたといふことになるかも知れません。しかし一応は三万数千という数字が出ておられますので、それを全然無視した計画は立てられないと存じております。それから与野党の幹部が陳情団に会つという手続が済んでおつたのに、門前でああいうふうにしたといふことについてでございますが、われわれとしましては、十一時四十分からすでに院内におきまして陳情が行われていることと承知いたしておりましたから、それ以外の陳情の代表者が入る必要があるかどうかといふことは別に考えるべきでなかつた、かように考えております。

○田中(總)委員 一昨日の事態に対する警視総監の認識は、まだ私は不十分だと思つて、当日どういふ状況であつたかと申しますと、陳情隊以外の諸君で、どこへ行くかといふことの一種の不審尋問的な尋問を受けた者が何人かおりました。具体的に名前をあげろと言われれば私は申し上げてまいが、国会の周辺といふことにはなるかも知れません。第二、第三議員会館のうしろ、今修築中の大蔵省の庁舎それから文部省から通産省のところを上つてきたところ、この前はチャペル・センターから恩給局の前、警察庁の本部のある人事院ビルをそこに至るまで、もう警察官が何千名と待機して、そこで一々通行する人間を、身分証明書を出さなければ通さなかつたといふような事例が起つた。一体そういうことが深夜パトロール中の警察官が挙動不審の人間なり、あるいは時間はずれに道路を歩いている人間を不審尋問すること、これは防犯の見地から見ても当然やっていただかなければならぬことだと思つて存じます。しかし白昼、どうして通行しておる人間をそういう形にまでして、国会へ陳情することを阻止しなければならぬとあなたは考へておられたのです。そういう事実が現実になつたればこそ、わが党は見るに見

かねた立場において、警察庁長官に対する抗議という形で、これはあまりにも国会の権威を冒瀆することになるし、警察としても明らかに行き過ぎじゃないか、もし三万名からの人が陳情に集まって不測の事態が起るといふことになりますれば、私はやはり警視庁も予備隊を持っておられるわけですから、——わが党の議員の中にはその予備隊が国会の構内等に待機することについて異論があります。しかし私はそういう事態に待機するために一定の警察官、予備隊が国会の構内に待機することをもまたやむを得ない、そこまでは認めましょう。ところが昨日の態勢は明らかにそういう事態ではないのです。警察庁長官とわが党の代表者との間の応答のところに、そういうふうにあらかじめ起るであろうという事態に備えてある程度の配置をすることは、これは考えられる問題ではありませんけれども、警視庁の構内というところも考えられるし、何か事態が起ったときに初めて警察官が出勤してくる、それが私は通常の取締りでなければならぬと思う。ところが昨日のように午前十時から警視庁が管下の二十三警察と予備隊を動員いたしまして、二千数百名と言っておりますけれども、われわれの一見したところでも二千名や三千名ではなかった。これは的確にあなたたちがどれだけの人員を配置したかということについては、われわれは警察庁長官のところにお伺いしたときにも、どれだけ動員しておるかというところは、警視庁に連絡したけれども現場からの報告を受けてみなければわからぬという形でありましから、われわれは警視庁側で言われる二

千百名とかいうようなわずかの数字ではなかったというふうに感ずるのであります。私は、そういう予防的な処置はある程度警察取締りの立場から準備されることは、これはやむを得ないことだし、やらなければならぬと思ひます。認めます。しかし明らかにそういう事態がまだ起っていないのに何千名という警官が配置に立つて、国会へ陳情に来る以外に通行人に至るまで、不審問のような形で職務問を白昼公然とやるというようなことは、一体今後あなたたちは統制していられるつもりでありますかどうですか。

○江口参考人 予防的措置も一部分は認めることができるというお話でございしますが、実際にあそこ周辺に三万数千名が集まりまして、そしてそれが不法の集会になったりあるいは示威運動になったりして、そこで実力行使をするということになりますと、問題はますます大きくなっていくわけでございます。そういう事態にならない間に予防的措置というものをとることが効果的ではないか、こう考えたのでございします。従つて三万数千名の者に対する二千名というのは、予防的措置を講ずる場合において、私は決して大量であるとは考えていないのであります。

果して三万名集まるかどうかというようなことについては、刻々あなた方はどういふような人の動き——土曜日でありますから官庁なりあるいはそういう官公労の諸君が主になるといたしますれば、官庁街からどういふ人の動きがあるかということ、あなた方には無電の設備もあることでありますから刻々にわかるわけなのです。そうすれば警備体制について適宜人員を減らし、ていくとか、あるいは通路にわたつて第一会館、第二、第三会館のはるか下の方に至るまで警察官を配置するというような警戒体制を、縮小するとかいうような臨機処置が当然とられなければならぬはずで、そういう処置が一日においては全然とられていない。最後に三時十分過ぎぐらいに全員撤去されたのを私も目撃いたしております。石井長官にもそういう意味で、現状から見てもどうしてあんな配置をするのか納得できないということをする申し上げて、石井長官からの連絡に基いて退去したのだらう、こういうふうには実は正木代議士会長などと話し合つておつたのであります。先ほどからの答弁を伺うと、そういう配慮ではなくて、あなた方はあくまで三万数千名集まる、そして実際にそれだけが集まらなかつたのは、総評の戦術の巧妙さだらうなんと言ひにおいては、まさにに見ざる幽霊におびえるようなものである。何だかあなた方は、僕が先ほども委員会開会前に申し上げた翌日はちよと二・二六の二十周年記念だ、何かそういうことで右翼方面の暴動でもあるというところで予行演習をやつたというのなら、それは名目は立つかもしれない。これは私は公安委員長で

あり、警察担当の大蔵さんにお伺ひいたしますが、ちよと土曜日の午後国会の委員会がな開会中であり、ことに各党ともに予算案を中心にして、与党の方はよく存じませんけれども、わが党では両院議員総会を開会中だ。そういうところから国会へ陳情に来るのでありますから、国会の事務当局との間に、この陳情に対して国会としてどうされるのであるかというようなことも何らの連絡をされずに、二千名からの警官をもつて、遠く国会議事堂のはるか下の方に至るまで警察官によつて交通を遮断して、通行人を一々尋問するというような形で警察官が配置につくというところは、都内の一般的な治安維持の点から見ても適当だとあなたは考へておられますか。あるいははる私が申し上げているような実情からいたしまするならば、警視庁の当日とつた配置、動員その他の関係は行き過ぎであるという点、あなたは率直に認められるかどうか。国会が何らか警察官の包囲態勢のもとにあるというような感じを国民全体に与えるということは、これは与野党を問はず、われわれ国会議員として大いに考へなければならぬ問題だと思ひますが、担当大臣としてどういふ御所見をお持ちになつてゐるか、伺つておきたいと思ひます。

○大蔵國務大臣 申し上げます。一日のことは、一つ一つの事を拾ひ上げたら、あるいは批評の余地があるところがあるかと思ひます。しかし全体から見ますと、警視庁が事情に應じて適宜の処置をとつて、警察が警備をいたしておつたことは適当だと思つております。幸いにして皆さんの御配慮やら組合の諸君の自制もありましたでしようし、警察官の謙抑の態度があつたせいもあるでしょうが、大体において世間にも非常なものものしい感じを与えておつたにもかかわらず、そういうこともなくして済んだということとをばつこうなことであると、私は思つております。

○田中(義)委員 個々の具体的な事実を取り上げれば、あるいはそういう批評の余地が残つてゐるかもしれないという点まで大蔵さんがお認めになつた点は、私は今後の警察行政の上に十分戒心していただきたい問題だと思ひます。しかしその後段の点について、あなたも国会議員として、国会へ陳情に参る人間が、多数の警察官によつて阻止される、事実上阻止された。与野の副幹事長などは、そのために待ちぼうけを食つたということ、不満を表明しておるといふのが事実であります。そういうことに対して、これは結果的に見て事なきを得たからいいのだということには私はほつたと思ひます。あれだけ多数の警察官を動員するために、ガソリンにいたしまして、これらの諸君に対する出動手当の問題にいたしまして、すべてこれ国民の血税なんです。万事警視総監のポケットからガソリン代あるいは出動手当が出ると聞いておりますが、そういうものが出されるのではないのです。そういう的確な情報の問題についても、問題は巧妙な総評の戦術で裏をかかれたのだというところで済まされたいと思ひます。そういうことであれば、全く国民を警察は敵視してゐる、そのために国民の納めた血税をあなたたちは乱費したことになるの

じゃないですか。しかもわれわれも税金を負担していればこそ、そういう国民の血税を使用する場合に、結果的に見て事なきを得たからそれでいいというような大蔵さんの御答弁は私はないと思う。ことに国会の方へ連絡がなかったというならば、なぜあなた方は待機する多数の輸送車その他を国会の構内へ無断で置いたのですか。国会及び国会周辺の治安維持のために警察が出動せられるときには、観光バスのような形で大ぜい出るのはみづともないから、国会構内の日陰にでも警察官を待機させたらどうかということ、議院運営委員会に出ている当時私の申し上げたことが、委員会の記録に載った事実もあります。そういうことを私はあえて問うものではありませんけれども、あなた方は、国会の事務局を通じて、どういふようにこの陳情を処理しようかということになって、国会の当事者が話し合っているということと何らの連絡もとらずに、外の警備で国民の納めた税金を浪費するような態勢をとることは不都合千万であります。それでもなお一昨日の事態について、あなた方は反省する必要はないと認められますか。重ねて大蔵さんの御所信を伺いたいと思う。

○大庭國務大臣 申し上げます。今質問者は、警察官が国会を包囲して何か議事の妨害でもしたかのようなお話でしたが、決してそういうことではありません。警察官は黙々として謙抑の態度をもって控えておただけであります。どうぞ良識あるあなた方は、警察官に對して見ても、もう少しあなたかゝい気持ちで見てやっていたらいいかと思うのでございます。警察官を目のかたきにして、まるで警察官ばかりどうこうしたかのようにおっしゃいますけれども、決してそういうことではありません。私は警察担当の者として非常に情ないように思いますから、もっと警察官にあたたい気持ちをもってお接しを願いたいということをお願い申し上げます。

○田中(總)委員 国会の委員会を通じて、首脳部の責任者に対して強い立場で非難攻撃を加えておるといふことを知ったならば、上司の命令のもとに行動しなければならぬ警察の諸君がどういふ気持ちを持つたらどうかということ、あなたから言われるまでもなく、われわれは十分にその点に思いをいたしております。従つてそういう警察官をして正しく行動せしめるためにも、指揮者としての立場において、あなた方は総合的な判断をしなければならぬということをお願いしております。

今度の春學園争に對して、さなきだに警察権その他の権力によるところの労働争議に対する弾圧という態勢が呼号せられておることは遺憾であるという意味において、この間の本会議で同僚の赤松君があなたに御質問を申し上げた。そのときに、労働争議の進行過程に、かりに不法な行為があつた場合は警察権の発動はやむを得ないけれども、労働組合運動そのものに對して警察官として干渉する考えはないと、あなたはきわめて公正な見解を表明された。その点をわれわれは多としておる。ところが一昨日の総評系の労働組合員諸君が、国民に認められた基本的な権利としての自由な陳情を行おうとすることに對して、たまたまあなたの所管せられてゐる警察、特に警視庁のた

れた行動に明らかに行き過ぎがあつた。これは結果的に見れば労働組合運動に對する一つの干渉にもなる。私はあえて労働組合運動の狭い範囲に限定をいたしません、国会にいろいろな立場で国民が陳情するといふことが、少くとも土曜日の午前十一時以後警察が退去するまでのあの數時間は、著しく制約せられたといふ事実はおありのことではない。私はその点で非常に遺憾だと思つておる。国会への陳情その他の集团的な行動に對しては、取締りの立場から警察官が出動する場合があります。そのときには少くとも衆参両院の事務當局あるいは議長と警視總監とが緊密な連絡をとつて、一昨日のようにならぬ形でも大げさ過ぎるようなことのないような形で——国会はやはり親しみやすい、近づきやすいところだといふ感じを国民に持たせたいといふのが、われわれ国会議員としての念願なのです。そういう立場から申し上げておるのであります。今後そういう点の連絡に万遺憾なきを期する御準備があるかどうか、この際警察庁長官なり警視總監から御意見を伺つておきたいと思ひます。

○江口参考人 いろいろな点について御批判をいただきました。たとへば情報収集のまずかつたといふような点、あるいは部隊の運用の仕方がはで過ぎたとか、あるいはそれに伴う經理の面についても氣をつけたといふことなどございますが、それらの点については今後十分留意してやつて参りたいと思ひます。

○龜山委員長代理 八木君。

○八木(昇)委員 だいい質問もありましたし、時間もたちましたので、私はできるだけ簡単に具体的な事実についてお伺いしたい。実は私は議院運営委員会の方の警察秩序等の小委員をいたしておられます関係上、一昨日は非常に成り行きに関心をもち、注意をしながら事態を見ておつた次第であります。

そこで具体的なことについて二、三お伺いをいたしたいのでございます。先ほど田中委員からも質問が出ておりましたが、実は私の知人がやはり当日第二議員会館の私の方へ面会に来たのです。ところが例の虎の門のファインダンス・ビルのところから坂を上つてこようとしたところが、警察官から尋問を受けた。こゝへ行かれるか、実は第二議員会館へ八木代議士に会いに行こうと思つた、きようはちよつと工合が悪いのですといふことだつた。そんなばかなことはないじゃないか、私はきよう会わないと、あすは九州に帰るのだ、こゝ言つたところが、どちらからです、九州の佐賀県からです、じゃ何か身分証明を持っておられますかとやられた。それで別段身分証明その他も持たないし、見るとまことにものものしい。当日は歸つて、きのう実はその人は私を尋ねてきたのです。こゝういふふりな事実があつたことを、警察庁長官並びに警視總監はお認めであるかどうか、これをまずお伺いしたい。

○江口参考人 そういう事実がありましたがどうか私まだ耳にいたしておりませんが、なおよく詳細に調査してみたいと思ひます。

○八木(昇)委員 ところがこれは新聞にもはつきり載つておるのです。当日

は三百名の警官をずっと国会周辺に配置して、そして通行してくる人に一々そういうふうな尋問をした、こゝ新聞に書いてあるのです。どうでしょう。

○江口参考人 先ほどもしばしばお話し申し上げたと思ひますが、とにかく予防措置と申しますから、警告をするといふことが中心でございまして、多勢集まつていふ不法な集會になつたり、デモ行為を行うようなことがあつてはならぬからといふ意味で、氣持は常に警告的な意味で注意をするといふ意味で、お話を申し上げたと思うのであります。個々の本人への話の仕方などであるいは当りの強かつたものがないといふ限りは、そういうことにつきましては詳細調査いたしまして、たゞで、そういうこと以後にやうに善処したいといふ考えです。

○八木(昇)委員 警告をするといふことを目的として、三百名程度の警官を配置したといふことは今お認めになつたわけですが、それで事実であることには明かである。もし必要であることならばその人間を呼び出してけつこうであります。事実この通りでござい

す。それからもう一つ、当日はあの第二議員会館、第三議員会館の前を通じて国会の横手を通り、總理官邸の方に行くところの通路などは、その他もございまして、一般のハイヤーなどにつきましても通行を禁止しておりましたが、そういうことは御存じでしょうか。○江口参考人 一般交通につきましてはそれを停止したつもりはございせん。通行が確保されておつたものと存じております。

○八木(昇)委員 それでは一々尋問をせられたわけですか。

○江口参考人 そういふものはつきりしてありますものについては、尋問はいたしたことはないつもりでございます。

○八木(昇)委員 実際はほとんど尋問をいたしております。国会の私たちが社会党所属の車も尋問をせられております。そうして国会の車であるということを言った結果通してもらつております。私が当日乗りました車です。事実にはつきりいたしております。国会というものは国権の最高機関であり、全国民が民主的に国政を論ずるところである。従つて議員会館その他にいろいろな国民の方々が自由に入出入りをせられるのは当然の権利である。警官が何千名も取り巻いておつて一種の脅威を与え、かような事態を醸成するといふことは、具体的なことはたゞいま私が二つの事例を申し上げたようなことが行われた。こゝういふふなことが事実であるとすれば、あなたは行き過ぎである、もしくはきわめて遺憾であつたといふことをお認めになりましょうか。

○江口参考人 デモに参加しように見えるような人とか、車とか、あるいは赤旗を持つておるとかいうようなものにつきましては、そういう警告の意味からいろいろ質問したかと思ひます。が、それ以外につきましてはできるだけそういうことなしで通行させるような措置をとつたつもりであります。たまたまそういうものがあつたといひますれば、なお私どもの方でもよく事情を調べまして善処したいと思ひます。

○八木(昇)委員 それではそういうことが一昨日あつたとするならば、今後そういうふなことがないよう十分に注意をしたいとお考えでしようか。

○江口参考人 あなたのお気持の点は、十分今後の仕事の上にしんじやくして参りたいと思ひます。

○八木(昇)委員 それではこれは警察庁長官の方にお伺いしたいと思ひますが、先ほどある委員の質問で、当日は両院に各二個中隊、これは両院の院内の警内だと思ひますが、警官の増加を要請せられたというお話でございます。院内ではなくて周辺の議員会館とかその他こゝういふ議会の地帯について、こゝういふことは私にあり得るはずのものではないと思ひますが、一応確かめておきたいと思ひますが、議会の周辺について警官隊の派遣を、衆議院もしくは参議院の議長あるいは事務当局から要請を受けたのでしようか。

○石井(榮)政府委員 先ほど申し上げましたように、当日院内の警備のために、ふだん応援派遣を警視庁からいたしておりました百七十二名のほかに、各二個中隊ずつ増強派遣の方の要請があつたのであります。これはあくまで構内の警備の方のものであります。構外については両院いづれからも何ら警察官出動の要請はありません。これはもっぱら警視庁が警備の見地から必要ありという見地のもとに必要な警察官の動員計画を立てたのであります。

○八木(昇)委員 それでは全く警視庁のみからの判断で行なつたものでは、国会からの要請に基いたものでは、ないといふことは明らかですね。それ

ならばお伺いをいたしますが、先ほどもちよつと質問が出ておりましたけれども、当日国会の表門の状況は、先ほどの長官のお答えとは著しく違つておるのであります。というのは、ずつと表門のとびらを締め、とびらにくつつけて、とびらにびたつとくつつけて四台の車が並んでおる。そうして今度はその門の向う側、すなわち国会の中に、警視庁と書いた、あの白い装甲車の車が二台、門にびたつとくつつけておる。こゝういふ事態だつたのです。そういう状況で国会の中に警視庁の車を入るといふようなことは、国会の自主的な運営というよりな立場から、きわめて遺憾であると思ひますが、この点について、これは大

麻大臣の御見解をお伺いしたい。

○江口参考人 私から……。警察庁長官からただいま御説明しましたように、国会の方から二個中隊の応援の要請があつたわけでございます。二個中隊と申しますと二百名近くになります。それを運ぶ車がやはり要ります。それに付属した機材もあるわけでありまして、それらを構内に持ち込みまして、要請を受けた者が使用する。こゝういふ機材を、事務局の了解を得て構内に置いておいたというのが実情でございます。

○八木(昇)委員 それは場所が国会のすみっこの方に車を置いておるといふのならば、一応御説明を了解いたしました。ところが国会の正門のちようど外側には、とびらにくつつけて四台置いた、そして内側にくつつけて二台置いた、あつたのです。そういうことについては、果して適當であつたと思ひでしようか。

○江口参考人 私実はその現場を踏んでおらないので、すべて報告に基いてお答えをしておるわけですが、正門の内側に車が置いてあつたというその車は、国会にわれわれが応援をいたした、その応援隊を議長が指揮するわけでございますが、その指揮権に基いて、その車が門の内側に置かれた、か

ように考えます。門の外側は、門が締つておるものでございまして、い

ゆる死角と申しますか、盲点と申しますか、使えませんが、そこにたまたま予備隊の自動車をつけておいたわけでございますが、その門があつて開かれるといふことになりましたならば、それはじやまになりますから、それを片づけて横に置いたのであります。

○八木(昇)委員 それは全くの詭弁だと思ひます。それも門の横ちよぐらいならいいのですが、正門のとびらにくつつけて、構内に二台置いてあつた。これは何時間もずっと置いたので、こゝういふことは以後御注意を願ひたいといふことを私は要望いたします。やめてもらいたい。それから先ほどの長官のお答えでも、もう一つ非常にこれは違つておるのです。というのは、二時ちよつと前ごろに私も長官に会いに参りました。私も参りました。そこで、表門にくつつけて車を四台バリエードに置いてあるという話を私もがしました。その結果それは非常に行き過ぎであるから、それを撤去させるように連絡をしたところが、もはや撤去をした、こゝういふ先ほどの御答弁であります。ところが事実はその御答弁です。あなたの私どもがお話を約三十分しまして、そして二時四十分ごろ国会の正門の方に、私も車で

到着いたしましたところが、やはりその通りの状態なんです。門が締つておつて四台の車がびたつとそれにつけてある。そこで私も、一体何の権限で正門のとびらに車を四台くつつけてこゝういふことをしておるのか、こ

の警備の責任者はだれかと言つたところ

が、警視庁警察署長が出てきた。そうしてこゝういふ車は直ちに全部取りのけろ、われわれは国会議員だから正面の門を通つて車で入るのだ、こゝう言つたところが、初めてそこで命令をして車をどかせ、そして内側からとびらをあけたのです。これが事実であります。こゝういふ御報告を受けておるか、もう一度はつきり承わりたいと思ひます。

○石井(榮)政府委員 一昨日私のところへ七名の諸先生がおいでになりました。その中に八木委員もおられたことはお話の通りでございます。お帰りになりました時間を、私そのとき時計をすぐ見ておけばわかつたのであります。が、見ておられませんので正確に存じておりませんが、今お伺いいたしますと、あれからすぐお帰りになつた時間が二時四十分ごろであつたといひます。ならば、私皆様がお帰りになりました。直後に、警視總監の方に電話でその旨を連絡したのであります。たまたま警視總監は、当日所用でその時間に外出しておられましたので、こゝにおられます警備第一部長にその旨を伝えただけであります。さつそく善処するやうにこゝういふふにいたしたのであります。が、おそろくそれは直ちに第一線の現場のところに指示されたといひました。時間もとおつかつつ、どちらが早い

といふくらいな関係であつたと思ふのであります。あるいはそのために私のそうした措置がまだ第一線に十分滲透する直前に諸先生がそこにおつたになつたかと思ふのであります。それはいづれといたしましても、ともかくもかりに正面の門が締つておつて、交通上そこに車を置いて別支障がないといふことであつても、場合としては必ずしも置くのに適當であるとは私考えません。従いまして今後はそういう点は十分に考慮させたいと思ひます。

○八木(昇)委員 それでは少しくどういふようですが、もう一度確かめておきますが、私どもが参りまして、私ども議員が正門で警備責任者である警視庁署長とかけ合つた結果、門が開かれたものであるといふ事実はお認めになりますか。

○石井(榮)政府委員 先ほど申し上げた通りでありまして、事実がさうでありますならば、私は率直にその事実を認めます。

○八木(昇)委員 それでは最後に、二点だけ伺ひたいとして私の質問を終るのでありますが、こゝういふふうなまことに大きな警備態勢をしいて、さうして警察自体のみずからの主観はどうであれ、実際には一般国民に、国会の周辺の警察のものといふ警戒によつて、一種の脅威といふものをやはり感じせしめております。主観的に警察がどういふように思つていたにしろ、実際に国民は警察権力の非常な出過ぎに対する恐怖感といふものが、こゝういふ感じをそれとなく感じておる。そこで私はお伺ひをいたしますが、こゝういふふうな異例の措置をとる

については、当然警視庁並びに警察庁長官は、公安委員長であり、警察担当の國務大臣でありますところの大蔵長官に、あらかじめ詳細に事前の連絡をやられたものであると思ひますが、それはどうであると思ひますか。大臣の方からお答え願ひたいと思ひます。

○大蔵國務大臣 私は国家公安委員長といたしまして、下級官が先ほどから申し上げております通りに、国家公安委員会が警察を管理はいたしてあります。けれども、警察事務の執行につきましては長官以下がやりますので、事前に相談は受けてません。大綱はもちろぬ国家公安委員会が示してありますけれども、一つ一つさういふことについて指図もいたしませんし、また報告も受けません。それに指図をしたら、それこそ、何だか大蔵が警察をわがもののように扱おうとしてゐるやうな非難を受けると思ひますから、私はそれは非常に謙虚な気持ちをもつて慎んでおる次第であります。

○八木(昇)委員 それは、まことに巧みな言葉のあやを用いて、責任を回避せられておるものである、こゝう考えざるを得ません。さういふふうな形式的な考え方でおられると、たとえば、先ほど二・二六事件の十周年記念の前日であつたといふお話がありました。が、さういふふうな、たとえば警察が非常に行き過ぎの事態を、全くみずから自主的判断に基いてやつてしまつたら、一体どうしますか。あとになつていくら厭いだつて、どうにも始末に負えない。過度に警察を指揮したりして、国民に向つて警察が一種の弾圧めいた行動をやるやうなことをしないやうにするのが当然であつて、さういふ

観点の措置については、やはり日ごろから十分に担当大臣として関心を持ち、また抜かりがないようにせらるべきであると私は思ひます。

そしてまた、当日私ども抗議に参りましたときに、警察庁長官自体が、実際の現場で行われておる具体的な状況については御存じがなかつた。本日何名警察官が動員せられておるものであろうか、さうしてさういふふうな、どこに人間を配置して、さうしてさういふ事柄が行われておるかといふことについて私は詳細知りませんといふ長官のお答えであつた。まことにこれは遺憾千万だ。こゝういふふうなことであつては、警視庁並びに出先の警官隊あたりが少々出過ぎた行為をしましても、結局はあとの祭であるといふことになる。それとても大いなこととはいひませんが、いふまでもない、国会の周辺に何千名の警官を、何か紛争が起らない前かからあらかじめ配置するといふまことに異例の措置をとられる場合には、さういふ大ざっぱな考えでおられるは困ると思ひますが、もう一度見解を明らかにしておいていただきたい。

○大蔵國務大臣 先ほど申し上げました通りに、警察は決して労働争議に介入してはいかぬと思つておるのでございます。これは長官以下よく徹底いたしております。(「ちよいちよい介入しておる」と呼ぶ者あり)いいえ、いいえ、どういたしまして。(「介入しておる事実を示してやろうか」と呼ぶ者あり)どうぞお示し下さいませ。決してさういふことはいたしません。警察といふものは厳正公平でなくちゃならぬ。それを失なつたら、警察は全くむちゃです。(今むちゃをやつてい

る)と呼ぶ者あり)むちゃやありますせん。警察をさういふふうな御誹謗なさることは私はよくないと思ひますから、どうぞ御注意願ひたいと思ひます。資本家の味方もいたしません。また労働者の味方もいたしません。厳正公平に、ただただ中正を守つていくだけでございませう。ただ法にたがうときには、これは取締りを厳重にするといふことは、たびたびはつきり申し上げておる次第でございますから、さういふことがないやうにしなければならぬといふことを考えております。私は日本の警察を信用いたしておりますから、どこにどれだけ配置するか、どうするか、そんなところまで委員長が指図したら大へんなことになると思ひます。決して指図などはいいたしません。それだけ申し上げておきます。

○八木(昇)委員 それでは一応大蔵大臣のお答えを額面通り承つておくことにいたします。結局一昨日の事態についての一部行き過ぎは、出先の警視庁当局あるいは警察庁長官あたりの責任であるといふことよりでありますから、それらの方々におかれましては、今後こゝういふ事態がないやうに善処をせられるやうに要望いたします。

○龜山委員長代理 島上君。問したので簡単にやりますが、答弁次第によつては簡単に済まないかもしれ

ない。まず大蔵國務大臣に伺つておきますが、私どもは、国民が国会開会中に国会で審議せられる問題に対して自分たちの要求を——陳情あるいは請願の方法によつて意思を表示するといふこと

は、これは当然のことだと思ひ。特に一昨日の場合は、官公労組の諸君——これは不当にも、労働組合の当然許さるべき諸権利が制約されておる、その制約されておる諸君が、自分たちの労働条件その他に關する重大な問題が審議されておる国会に対して陳情するといふことは、私は当然のことだと思ひ。政府にとつては好ましいか好ましくないかは別として、これは許されておる権利であるし、何らこれを干渉し妨害すべきものではない、こゝう考えておりますが、この原則的な考え方に対して、大蔵國務大臣はお認めになるか否定されるか、まず伺ひたい。

○大蔵國務大臣 国民が国会に向つて陳情をされるといふことは、非常にけつこくなことだと考えております。ただこれが違法になるやうなことがあつてはいけぬ。適法に、法を守つて、そして十分に陳情されることは、私は好ましいことだと考えております。

○島上委員 もちろん私どもも違法な、不当な行為が伴うといふことはよろしくないと思ひ。適法に陳情する——適法に陳情するといふことは、数が多から違法になる、数が少から適法だ、こゝういふことにはならぬと思ひ。数の多い、少いには關係がないと思ひますが、この点はどういふに考えますか。

○大蔵國務大臣 御意見の通りだと思ひます。ただししなごらえてして大勢で、集団で、——御質問者もどなただつたか、デモンストラツトを言つておられた。あるときには陳情とおつしやるかと思ひ、あるときにはデモと言つて、——これは言ひをこなわれ

たんだらうと思ふ。それくらいに、御関係者が間違われるくらいでありますから、世間でも間違つておられる方がございますから、この点だけはよく注意しなければならぬと思ふ。

○島上委員 もちろんデモは無届で行えば、東京都条例があつて、解散を命ぜられる。これはわれわれも知つておるし、やる方も知つておると思ふ。しかししたとせば二十日に日愚同盟の諸君がバス二十台を連れて二千人ほど来た。これはしかし私はデモではないと思ふ。二千人ほど来て、その代表が百人ずつ交互に議員面会所に入ることが許されて、陳情の目的を達しておる。きわめて穏やかに陳情しておる。これは何ら妨害なしに行われた。もし一昨日の諸君が、三々五々陳情に来て三々五々陳情の目的を達して帰るというこゝとであれば、そこには何ら不法性がな

いと思ふ。それをせきとめたからたまつたのです。川の水をせきとめれば堤防が決壊するのと同じことです。(衆強付会だ)と呼ぶ者あり)黙つておれ。一ぺんに同じ時間にとかつと来たものではなくて、十二時五十分ごろ来た人も、一時十分ごろ来た人も、一時半ごろ来た人もある。私の見るところをもつてすれば、ああいう無理なせきとめ方をしなければ、先に来た者は先に陳情の目的を達して帰る。あとから来た者はそれそれその時間に陳情の目的を達するといふことになつたのではないかと

思ふ。少くとも自由党の諸君はだいたいひがみを持つて見ておるが、官公労や総評の幹部諸君は、あの当日の陳情に對しては、陳情目的以外の行動には一切出るな、どんなに警視庁が挑発しても、阻止をしても、その挑発に乗らな

いで、おとなしく陳情目的を達して、トラブルを起さぬようにということに、非常な配慮をしておつたことは明白であります。おそろく警視庁だつてその情報は知つておるでしょう。ですからあなた方があの不法な阻止をえしなれば、穏やかに陳情目的を達して、この前の日愚同盟の諸君がやつたと同様に、あるいはそれよりもつと穏やかに済んだのではないかと私は考える。もしそうであるとするれば、あなた方はどう考えないかどうか別として、もし私が考えるよりなものであつたならば、それを阻止したのは不当だと私は思いますが、どうお考えですか。

○大蔵國務大臣 お心持はよくわかります。みな承つておりますから、今回の経験によりまして、労働運動が健全にして円満な発達をするようにお手伝いを申し上げたいということだけを申し上げます。

○島上委員 健全な発達をするためには、不当な阻止をしないことが必要なんです。労働運動の健全な発達というものは、やはり相対的な関係です。いかに片方がおとなしくしようとしても、一方において威嚇し、挑発し、あるいは強圧しということになりま

れば、勢いあつて道へそれという危険性がそこから出てくる。少くとも一昨日のあの陳情をデモと解釈するといふことはこじつたかと思ふのです。デモではない。三々五々陳情して目的を達しよ、こういうことに十分配慮をしておつた。私はその証拠もちゃんと持つておる。しかるに三万五千人だ、五万人だといつておびえて不法な阻止をした、あるいは威嚇をした、挑

発をした、それでもトラブルが起らなかったといふことは、いかにあのときの陳情諸君が自重しておつたかといふりつぱな証拠なんです。それなのに、あのような不当な阻止をしたといふことは、少くとも今までの国会に對するいわゆる集団陳情に對する措置に比べて、全く異例な空前の過剰警戒といわざるを得ない。こういうようなことはあなたのところへ来ておる報告があるいは違ふかもしれませんが、私は報告が違ふということについて議論しても始まらぬと思ひますが、少くとも私の考えでは、水の自然に流れるものを無理に阻止した感がある。こ

ういふことは今後やめてもらいたいといふことははっきり申し上げて、今度は警視總監に二、三の事実について伺いたい。これは私が現場に行つて、この二つの目で現認してきたのだ、証拠もちゃんとある。決して事実を曲げてあなたを、あるいはあなたの部下を非難攻撃しようといふ、そんなけちな考えは持つておりません。今私が前段申しましたように、水の流れるようにすなおにすれば、もともと何も起らなかった。それを無理なことをしたといふことに對してあなたに警告し、かつあなたの所感を承りたい。今までは大い国会の周辺の道路で警戒をしておつた。ところが一昨日ははるかすつと下の方で、あるいは衆議院の会館のすつと先の方で阻止しておる。その中には議員会館に議員に面会の用事があつて来る人もある。それを一切阻止しておることは、これは明白な事実だ。議員の秘書とか新聞記者とか政府委員とか議員とか、そういう身分が明

らかで、通行証を持つておる者以外は、全部文句なしに阻止しておつたことは事実である。こゝういふことは一体許されるべきことであるかどうか。労働組合の諸君が陳情に来たのを阻止すること自体も不法だけれども、そのついでに国民の陳情も阻止してしまふ。陳情ばかりでない、議員会館に用事があつて来る者も阻止してしまふ、こゝういふことが一体正当なものとして認められるかどうか。

○江口参考人 議員会館におられる皆様方に面会に行かれようとする人々を阻止しようといふつもりは全然ございません。ただデモに参加しそうな人々に對して、こゝういふことはおやめになつたらいかいですがかと警告するだけの意味だつたのです。従ひましてその人がはつきりと議員にお目にかかる、議員会館のたしか島上さんのところに行く人も通したといふふうに私は聞いておりますけれども、こゝういふ事情がわかれば、すぐお通しするのですけれども、デモ隊に参加する人々に對しては、十分注意して下さいといふことを警告するような趣旨であつたのです。

○島上委員 それはしかし事実であつたから、私は言うのです。とにかく議員会館のはるか外側に、いわゆる皆さんの熟語では警戒線ですか、迎撃態勢を張つておつたことは事実である。そしてその迎撃態勢で一般の国民を全部はね返しておつたことは事実である。

そこで私はもう一つ事実を申し上げますが、あそこにおる人に、これはつまりデモ行為になるおそれがあるといつて、皆さんが警戒をするというなら一応わかる。しかしこの大勢来ている事

態に円満に話し合いをつけるために、この中から若干名の代表を選んで、その代表が陳情しようといふことは差しつかえないではないか。これはデモ行為にならぬし、ちゃんとした身分の明らかな代表が行くのですから、こゝう言つて折衝した。これにはどうしても応じない。中に責任者がいるから責任者と折衝してくれと言ふ。責任者と折衝するにはだれが行かなければならぬじゃないか、そして労働組合側は譲歩に譲歩して、たつた一人でもいいから私と一緒に一人代表を通してくれ、こゝう言つたが、それを通さない。ぼくが手をとつて一緒にいらつしやいとその人を引つぱつても、スクラムで通さない、これは事実だ。私は最後に知恵をしぼつて、よろしい、この男を私の秘書に採用する、その手続のために行く、それでも阻止できるなら阻止してみろと言つたら、さすがに黙つた。その人の名前も知つてゐる。自治労の副委員長の前部君といふ人だ。それで私はその人を連れて行つて丸の内署長に談判した。それで遂に署長はこの正当な要求の前にこれを認めざるを得なくなつて、二度目には十名代表を選んで入ることを認めました。それはよろしい。よろしいが、前段の方の、一人署長に交渉に行く、それもいかぬと言ひのです。代表五名とか一人とかいふ人が中に入つて、これが一体デモ行為になりますか。一体いかなる根拠でこゝういふことを阻止しなければならぬのか、私にはわからぬ。法的根拠を示してくれと言つても無言の行です。あなたの方ですいぶん指令が徹底していたとみえて、都合の悪いときは何にも言わぬ。こゝういふことがよしあつたすればで

はなくて、これは事実なのです。あなたにこれに対してどういうふうにお考えですか。

○江口参考人 今のような点については、私は報告を受けておりませんが、多少そういうふうな点があったとしても、私は一応そういう場に居合せた者によく調査いたして、以後注意させなければいけません、かように考えます。

○島上委員 今私が言ったのは事実です。そこで私はその事実を糾弾しなければならぬと同時に、今後そういうことが繰り返されたら、これは大へんだと思ふ。われわれは黙っておれない。数名の代表をあげて——大勢、三百人、五百人という人が来ておつて、それから挑発されて、いわば多少感情的になつて、殺気立っている。そういうときにその事態を円満におさめるためには、代表が中に行つて陳情するからと言ふしかなのです。組合の立場からいつてもさうだと思ふのです。代表が中に入つて陳情するからというのまでも阻止するといふようなことを無視したならば、さつき私が心配して言つたように、すらすらと流れるものを阻止してトラブルを起し、事態を悪化させることになる。さうしてその責任は不法に阻止した方にあるといふことになると思ふのです。さういふことは今言つたように明白な事実です。名前もあるし、ちゃんと立会つた人もあるし、その警察官の顔も知つてゐるし、写真もつてあるし、これは事実なのだから、この事実を究明して十分注意して——注意でも済まぬと思ひますが、しかるべき措置を一つ

とつてもらう。今後かかることが断じてないようになつてほしい。こういうことに對してあなたはどういうお考えを持つてゐるのか。これで御答弁次第によつて私は質問を終わります。

○江口参考人 先ほど申し上げましたが、もうすでに院内で陳情が行われているといふことを、すべての人が前提に考えたものでございいますから、従つて門前に集まつた人の中から、さらに代表の陳情団が出ようといふことは、実は予期してゐなかつたのであります。それでまた一人、二人中に入るということについて、御指摘のようになんかちやうかあつたかもしれませんが、今後はよくそれを整理しまして、中で陳情が行われておるにもかかわらず、外からまた代表が出て、中に入つてという事態もあり得る。そういう場合には事前に先ほどもどなたかおっしゃいましたが、事務的な手続が進んでおつたといふお話もありましたが、さういふ点も考え合せまして、いわばさういふへまなことがないように、お互ひに考えていけば円滑に進むのではないかと考えております。

○島上委員 中に代表団が入つて陳情しておると思つたから、その必要はないとお考えになつた。中に入つておれば、入りなさいと言われたつて入りません。そんなむだなことを二重にも三重にもする必要はないのですから。しかし中に陳情団が入つておつたのではないのです。それから一昨日は団体もいろいろ各種の団体が入つておつたし、ある団体の代表が入つても、こつちの団体は自分の目的を達することができないといふ場合もあるのです。かりに中に十人ないし十五人入つておるとし

ましても、その上さらに五人ないし七人入つたからといつて、それがデモ行為になるという解釈は成り立たぬと思ふのです。問題は何千人何万人という人が陳情に名をかりて、公安条例に抵触するやうなデモ行為があるは無届集会になることを、あなた方は警戒しておられるのです。それにさへならなければ、代表が五人、七人、二十人、三十人来たところで問題はなほはつきりです。さつき私は日患同盟の例を出しましたが、バスを二十台連ねて、そして交互に百人ずつ議員面会所に入つて陳情の目的を達した。これは当然さうあつてしかるべきものだと思ふ。一昨日の場合も同様に、かりにある代表が行つて陳情しておるとしてしましても、別にまたある代表が行つて陳情したからといってデモ行為にならぬ、不当な集會にならぬといふにさへすれば一向差しつかえないはずですが、これは今後もあり得ることですが、さういふことに對する御見解を一つ伺つておきたい。

○江口参考人 例の二十日の日患同盟の場合には、先ほど申しました連絡と申しますか、手続が非常にうまく立ってできておりました。きれいにいつたわけでございますが、二十五日の分につきましては、確かに連絡十分な点があつたと思ひますので、今後十分考えていきたいと思います。

○島上委員 二、二点お伺いしておきたいのでありますが、かつての労働運動の大家である島上さんとは初めてお会いし、またその方の本家本元であるアウト・ラインを拝聴して、いろいろ警視庁との質疑の内容を聞いて、実は

は敬意を表してゐるのでありますが、さういふ経験者の中からあつたという質問の出るというところは、私は当然だと思ひます。また社会党の田中さんのお話はまことにけつこつな話で、私もさういふことを言つておきたいと思ひます。ただいまいふしやいませいふけれども、ほんとうにさういふ言ひはいいなと思つたのが社会党の三鍋さんの結論でありましたが、陳情はまことにできるうちに、さうして静かにその陳情を受けられるようにしてもらいたい。さういふことを警視庁に要請しております。さらにまた大蔵省大臣にもさういふことを要請しております。

しかし真にさういふ心境であるならば、警察のどやつかいにもならぬでよろしむであらう。先ほど田中さんは總体的の問題だと言われましたが、まさにその通りでありまして、警視庁が動員計画を知つて、さうして無届の集會ができた。その他の違法行為がもし行われれば、時期が時期だけに大へんだとお考えになり、警察本来の使命としてその措置をとるといふことは違法でもなければ、これは当然の責務だと私は考えております。もし警察庁がさういふ予防警察の見地からこれを野放図にしておいて、今あなたが御答弁をなされたやうな予期せざる事件が起きたとするならば、それこそ私は天下にその罪を謝さなければならぬと思ふのであります。一労働組合の運動という問題ではありませんが、天下の治安の大きな問題になるのであらうと思ひます。さういふやうな感懷にふけております。さういふに、あたかも三鍋さんがまともに陳情できるようにしてもらいたいもの

だ、静かに陳情を受け入れられるようにしてもらいたいものだと言われた。これこそ社会党の三鍋さんの最近における私は名句であると考えております。

そこで先ほど来社会党の方々の仰せによると、警察の包圍のもとに国会の調査は好ましくない、それは耐えられないといふお言葉がありました。私も耐えられなく感じております。どういふ方向に耐えられないかといふことは、社会党の諸君とわれわれの考え方は、おのづから別であります。ある意味においては権力行使のごとくこれを拒否すべしといふやうに社会党の諸君が考へてゐるなら、私もさういふ意味でなしに、あつた国家権力を、そしてあつたせちがら、国民の税金を使つてゐることを耐えられない。挑発といふ言葉があるならば、私がそれを言つていいかどうかわかりませんが、さういふ動員計画がないやうな、しなくてはならないやうな、まことに陳情ができる、静かに陳情が聞けるやうな動員計画がもしできるとするならば、警察の動員も定めし行われず、済んだであらう。さらに国費や庁費、われわれの税金をその動員計画によつて費消しなかつてもよかつたであらうと私は考へるわけでありまして。歸すると、こゝろは總体的な問題でございます。私どもも新聞その他の情報によつて三万人動員されるというところは承知しておりました。三万人も動員されて、国会の周辺においていろいろな氣勢をあげ、まるで上杉謙信の車がかりのやうにぞろぞろと入られる。その中でこれまた心やすく審議が進まないとい

は、静かに陳情を受け入れられるようにしてもらいたいものだと言われた。これこそ社会党の三鍋さんの最近における私は名句であると考えております。

思ひのであります。そういうことでありまして、私どもは警察関係の治安の責任を持つてゐる方々は今後展開されるであろう集団的な陳情、あるいはデモ、それらの問題については十分心してその対策をとつていただきたい。いやしくも法を乱る者はあなたの方の責任においてこれを阻止してもらいたい。天下の法は、ひとりわれわれの方の法律でもなければ、社会党の法律でもございせん。わが民族同胞八千数百万の人々の当然の権制なのでありますから、この権利を維持するのは、これは警察の当然の責任であります。そこで私は、正しく強く仮借なく、正当なる法の適用をしてもらいたいと思ひます。それもしわれわれが違法行為を行ふならば、遠慮なく法を適用していただきます。さらにまた、どなたであつても社会秩序を乱し、少くとも日本の国の法律を犯したならば、これは厳正に取り締る必要こそはあつても、私はこれをとかく言うのはどうかしてゐると思ひのであります。終戦後、日本の憲法も、あるいは民法も、あるいは労働三法のごときも、とかくいろいろな方面に解釈をされておるようであります。社会主義的なあるいは共産主義的な思想の持ち主は、共産主義的な便宜の方向にその解釈あるいは法の適用をしたがることが皆様の御承知の通りであります。そういうことではなしに、通説をもつて正しく法を適用して治安の責任を果してもらいたいと存じます。私がおしやべりするところだんだん時間が長くなりますから、いづれ大演説は後日のことにいたします。この点について確信を持つてその責任を果してもらいたい。ことに警察庁長官は何

かしらぬけれども弱そうなお顔をしておるから心配でたまらぬ。警視總監も遠慮は要らない。あなた方が計画通りにしたことは、だれがその税金をただ使つたかといふことをたせば、天下はことごとく承知してゐるはずでありますから、勇を鼓して、正しい認識のもとに正當なる法の執行をしてもらいたいといふことを切望いたします。

○門司委員 私はいく簡単に聞いておきます。しかしこの問題については去る十五日の委員会、大蔵大臣に少々ただしたのであります。その問題との関連性を申し上げておきます。それからただいま手続の方からの発言がありました。非常に傾聴すべき問題だと私は考えておる。しかし事態の起るといふことは、やはり政治が正常でなければこれはどうにもならぬ。それから同時に今回の問題も、政府自身から人事院勧告をすなはち法律で定められているように入れておいてくれれば、この問題は起らなかつた。従つて責任のある政府自身がこんな違法な、いわゆる人事院勧告というやうなものを十分に入れないでおる場合に、これに抗議をするものはだれかということになります。これはみづから被害者である大衆がこれに抗議をして、政府の反省を促すことは当然の行為であります。この行為のどこが間違つてゐる。私は責任の所在といふものを明確にすべきだと思ふ。政府は責任を負わなくともいい、それに国民としての立場から抗議をする行為がよくないといふやうなもの、この考え方は、これはファシスト的のものの考え方であつて、これは許すべからざるものの考え方だと考へる。私はこういう観点に立つて先に一

応お聞きしておきたいと思ひます。これは、十五日の当委員会では大臣は、今回の問題について政府が労働組合に勧告をした。そして同時に、これは熊本県の例であります。熊本県におきましても、取締りについての警察の指令が昨年の暮れに出ておる。これは委員長は十分に知らない、あるいは石井君も十分に知らないといふやうなことで逃げておられますけれども、しかし指令が出ておることは事実である。いわゆる春季闘争に対する一つの指令が出てゐる。こういう問題について今回の春季闘争について政府の勧告してゐるそのこと自体、いわゆる政府がいろいろな行為に対しては取締りをせよといふことを声明しておる。その行為を行うものは警察でなければならぬ。従つて警察の大元締めである公安委員長は大臣でもある関係から、その閣議に出られておるはずである。大臣が出られておつて十分御承知であるときに、大臣とこの公安委員会との関係はどうか。公安委員会ではさういふことを考へられたかといふ私の質問に対して、大臣はさうお答えになつております。今までさういふことはやつたこととがない。幸いに明日が定例の公安委員会であるからお話をこの際申し上げて、さうし十分検討を加えたいと考へておる、さういふ内容の答弁がされておるのでございます。従つて十六日の公安委員会においてはいかなることとが協議されたか、この機会に一つその問題を明らかにしておいていただきたい。

○大蔵国務大臣 これは長官に読んでもらいますから……。それで誤解があるかもしれないから申し上げておきますが、あのとき相談したことはない。と申し上げましたのは、弾正の相談をしたかとおつしやいましたから、さういふ相談はいたしません、さう申し上げたわけでございますから……。それからいろいろ御注意がありました。翌日委員会ですぐ話しまして、さうして委員会ではまたあらためて委員会の態度決定をしまして声明書を出しておられますから、ちよつとこれ読んで下さい。

○山口(喜)政府委員 「今次春季労働攻勢に対する警察の取締方針について。これは今日の公安委員会できまされた取締り方針であります。警察としては、従来、労働争議自体についてはあくまで中立の態度を堅持し、之に介入しないという方針をとつて来たが、今次労働攻勢についてもその態度に変わりはない。しかしながら、万一、労働争議に伴つて不法行為が発生するやうなことがあれば、たとえ労働争議に伴うものであつても、その予防鎮圧にため、犯罪の検査を行うことは、警察の責務であるので、今次の労働攻勢に伴う不法行為に対しても、厳正公平な取締を実施することに付、違法行為を放置しない方針で臨むこととしてゐる。なお、今回の春季労働攻勢は、官公庁及び民間労働の統一闘争である点、民間労働に許される争議行為が官公庁公法に許されてゐない。従来官公法に許されてゐない争議行為が行われた際、見逃されてゐた事例もあつたが、政府は今回このやうな状態は認められたいとして既に官公法に対して警告したのである。従つて従来のように法の

許さない争議行為が今回行われることとなれば、警察としては、断乎たる態度を以て取締りに當ることとし、本日国家公安委員会においてその基本方針について協議をした。この際とくに官公法所屬職員が法の許さない争議手段に出ないことを望む次第である。」

○門司委員 そういたしますと、今回の取締りの方針は、明らかに春季闘争に対する政府の取締りの方針の一環であると解釈してよろしゅうございませうか。

○大蔵国務大臣 その通りでございます。

○門司委員 そうなつて参りますと、多少の疑義が実は生じてくるわけでありませう。警察は政府の警察ではございせん。警察はあくまでも公安委員会のもとに運営管理されるべきことは明白であります。従つて何人も警察を指揮監督するわけには参りません。政府は治安を維持することのために一応の声明を出したと私は考へる。これは政府の立場から出した声明である。公安委員会は独立の機関として一つの確然たる意見がなければならぬと思ふ。政府の出した声明に迎合し、政府の方針に迎合する公安委員会といふものは、一体警察法の精神からいつても少し間違つてゐないか。今の山口君の読んだ声明を見てみますと、政府の声明とはほとんど変りがないのであります。私はこの点に疑義を生じてゐるものであります。従つてこの前の委員会でも聞きましたように、政府の方針いかんにかかわらず警察庁としての、あるいは公安委員会としての立場といふものがなければなりません。政府は従来の方針で見のがしておつたものを見

のがすことのないように今度は取締る——あるいは鉄道の公務員についてはどうか、こまかいことをずつと並べておりますが、これらに対して公安委員会が迎合するような態度があつては私にはならないと思う。これについては大蔵さんの御意見を、もう一度伺つておきたいと思ひます。

○大蔵国務大臣 今申し上げたのちよつと言ひ過ぎがあつたかと思ひますが、政府の方針の一環としてではございせん。たまたま意見が一致したのであつて、公安委員会独自の立場からであります。昔からこういう方針でいつておつたのです。政府がたまたまそういう意見でやつてくれたから、これにちよつと言ひ過ぎ、警察が厳正公平な態度でやつていく、こういうことと合つたものでございせん。

○門司委員 前首を改められて、政府の方針じやない、警察の独自の方針だといふように今お話がされたと思ひますが、そつだとすれば、あなたは大臣として閣議にも出られておられ、治安関係の閣僚會議にも出られておられるはずである。この場合に公安委員長としての立場から、それらの會議に對して、あなたは一体どういふお考えでこれに臨まれておつたか、大臣と公安委員長との使い分けですが、これをどういふようにお考えになつておられますか。

○大蔵国務大臣 お答えいたします。私は先般も申し上げましたように、警察というものは厳正公平を生命とするものであると思ひます。労働運動のごときについては、その円満なる、健全な発達をこいねがつておるものでございせん。これは警察の從來からの方針でございます。それでこの方針を變へ

て、あるいは資本家にひいきをしろとか、あるいは労働者にひいきをしろとか、そういうようなことを閣議できめましたら、私は断固として争ひます。けれども政府におきまして、治安関係の閣議会におきまして、警察のこの姿をためようとする人は一人もございせん。労働運動の健全な発達、これは国家のためにとりしてもなくてはならぬことである。これはもう閣僚も、現政府もみな知つておることでございます。まして、国家公安委員会で、従来やつておつた警察の職分を少しでもまげようという意見があるならば、私は職を賭しても争ひますけれども、まげようとなつたので、その通りでけつていふとあるとみな申しておられますので、何も私は別に使い分ける必要もございせん。平々たんたんとして會議に臨んでおる次第でございせん。

○門司委員 もし大臣の意見が閣僚としての御意見であるとなれば、從來の方針に變りがないといふならば、あらためて一体聲明書を出す必要がどこにあるかといふことである。あらためて警告書を出されたところに、取締りを厳重にするという意圖があつたから、ああいうものを出されておる。その出されておつた文書を見ましても、今もあなたがお話のように、今まで見のがしておつたものを今度は見のがさないという態度に改まつてきておる。違法々とやまかまひを言われておられますが、法を犯した者を取り締まるといふならば、さつきも申し上げておきますように、大臣として問題の本質に考えを少し及ぼしてもらいた。政府が官公労の十分なる意思を入れて解決の方法をとつておれば、こういう

行為は起らぬのであつて、行為の一面の責任といふか、全面的責任は政府にある。その政府に對して抗議する今日の立場といふものは、国民自身以外にないのである。天皇の統治下ではないのである。国民の、特にその被害を受ける者の抗議以外に方法はないのである。この行為に出ることが、私は必ずしも違法とはいへないと思ふ。しかも從來から容認せられておつたものが、今度は厳重に取り締るという威嚇的態度といふものは、明らかに断崖でなつて一体何であるかといふことです。同時に、これを警告されて、しかも公安委員会が、これにたまたま意見が一致したといふようなおかしな話では、私は承認するわけには参りません。警察当局としては、今まで見のがしておつたもので何らの支障がなかつたのなら、その方針で公安委員会は臨むべきだ。公安委員会が政府に從属するといふようなことがありますならば、これは警察法の精神からいつても、わが国の将来にとつてもきつめて重大な問題である。私はこの点を憂えるからあなたに聞いておるのである。だから今度の爭議の本質を一体大臣はどう考へておるか、公安委員長ではなく、閣僚の一人として、どつちか責任があるとお考えになつておられますか。

○大蔵国務大臣 日本は、御承知のように十年前に敗戦をいたしました。それ以來といふものは、警察はこうなくちゃならぬといふことは、はつきりわかつておるけれども、十分に徹底しない点があつたかと思ふのでございせん。それはだれの罪でもない。日本が負けたという結果であらうと私は思つておられます。それで、これがだんだん

と秩序も立つに従ひまして、そして警察が本然の姿に立ち返つていくといふことはけつこつなことだと思ひます。し、それじゃ私が申し上げておるものが悪いというなら別でなければ、私の言つておることを多くの諸君が賛成して下さる。社会党の諸君の中でも、大蔵は正直だから、あいつは思つた通りのことを言つておる方もありますから、(笑聲)どうぞその点は御信用願ひたいと思ひます。(本然の姿とは何かと呼ぶ者あり)厳正公平な形をとつていく、これが警察の本然の姿でございせん。

○門司委員 厳正公平だと言われますが、先ほどから同僚各位の質問を聞いておられます。私は必ずしも厳正公平でなかつたと思ふ。これは行き過ぎがあつたと思ふ。たとえば普通の人の通りますのを、警察官が行き先を聞いた、これをどうこうするといふようなことは、普通の場合には許されぬことである。私はそういうものについては爭議と區別してものを考えるべきだと思ふ。戒厳令をしいたわけでもございせん。同時に、その人が通つたからといつて危険が身に迫るわけでもございせん。何も支障はない。しかしそれらの諸君の交通に對して、いろいろ誰何して行く先を聞いたり、あるいは通ることがいけぬといふことを言つたといふ事実は、明らかに民衆への挑戦でありませう。威嚇であります。私はこういう行為がだんだん高じていくことを非常におそれるのであつて、今度の行為などは、先ほどから話をされておられますが、三万人を動員するつもりであつたから、従つてそれに対する警備態勢をとつたといふことであり

ますが、その三万人の動員といふものは、警察の考え方は、これが暴動化するといふお考えのもとに警備態勢をとられたのかどうか、その辺一つ警察庁の長官からはつきりお伺ひしておきたいと思ひます。

○石井(榮)政府委員 三万人の動員計画が、即暴動化の問題であるといふふうには考へておりません。しかし、三万人という大量の人が集団陳情に名をかゝりて、国会周辺の一定の場所に一定の集結をするといふことになると、勢いのおもむくところ集會あるいはデモといふような事態になるおそれがある。しかもあの当日の三万人動員計画につきましては、成規の手續がなされておらなかつたわけでありませう。従ひまして、もしそういう事態になりますならば、これは無許可の集會でありデモであるといふことになるのであります。そういう事態になることは決して好ましいことではないので、警察といたしましては犯罪予防の見地から、そういう事態にならない、そういうことによつてトラブルを起すことのないように、事前に警告をして自重を促す、こういうことが適切な措置ではなからうか、こういう考へ方に基いて終始行動したものでございせん。

○門司委員 事前の警告と言つておられますが、どの程度事前に警告されたかは、私はつきりわかりません。しかし大衆が集まるからそれが暴動化する。しかもそれが労働者の集まりだからといふことで厳戒される。たとえば弥彦神社に四万人の人間が集まる、たくさん人間が来るであらうといふことは、大体想像がついておるにもかかわらず、三千五人しか警察官はいなかつた。

て、あるいは資本家にひいきをしろとか、あるいは労働者にひいきをしろとか、そういうようなことを閣議できめましたら、私は断固として争ひます。けれども政府におきまして、治安関係の閣議会におきまして、警察のこの姿をためようとする人は一人もございせん。労働運動の健全な発達、これは国家のためにとりしてもなくてはならぬことである。これはもう閣僚も、現政府もみな知つておることでございます。まして、国家公安委員会で、従来やつておつた警察の職分を少しでもまげようという意見があるならば、私は職を賭しても争ひますけれども、まげようとなつたので、その通りでけつていふとあるとみな申しておられますので、何も私は別に使い分ける必要もございせん。平々たんたんとして會議に臨んでおる次第でございせん。

そこでああいう珍事が起った。お宮にたくさん人間が集まるであらうというところが想像されていたのに、これに対する警備態勢というものはきわめてわずかであった。だから私は、労働争議であるからこれは必ず問題を起す、治安を乱すという一つのものの考え方が、強圧をしようという一つのものの考え方と共通するのであると思う。一体この考え方を警察側が持っている限りにおいては、不祥事件は絶えないと私は思う。

その次にはつきり聞いておきたいと思ひますことは、江口警視総監は、取締りの必要が生ずる場合は、当該警察署長からの報告を受けて、そして警察庁においてこれを十分検討した結果、その要請に応じて予備隊なりその他の配置をすることがあるということ、今日の委員会でも答弁されております。今回の場合は、当該警察署長からの要請であったのか、警視庁みずからの要請であったのか、あるいは警察庁の指図であったのか、いずれの要請に基いてとられた態度であるか、その辺を明確にしたい。

○江口警視庁の管下において行われた集団陳情でありますので、これに対する予防措置といいたしまして、相当の警察官を派遣する必要があるという事は、警視庁自体警察署長から申し込まれる以前からわかっておったことであるので、それらの点から申しますならば、地元の警察署長と警察庁と協議の上であれだけの人数をきめたということでありませう。

○門司委員 今、係の者が協議の上できめたというお話であります、警察庁はこれをどの程度まで御存じであつ

たか。同時に立つたついでに申し上げておきますが、こうした態度を起すために、公安委員会も、警察の運営管理を受け持つ以上は全然知らなかつたとはいえないと思ひますので、公安委員会としてはどういふ態度をおとりになつておられたか、その点を一つ明確にしておきたい。

○石井(衆)政府委員 国家公安委員会は、先ほど大臣からもお答えがありました通り警察全般の管理をいたしております。その管理のもとに私以下本庁の事務部局として警察の執行の基本的な仕事をいたすのであります。さらに第一線は私も中央から基本的なところにきましていろいろ指示するところ、執行には第一線の都道府県本部長が執行の最高責任者としてこれに當つておる、こういう建前になつておるのであります。従ひまして今回の、一昨日の取締りというふうな問題につきましては、警視総監が執行の最高責任者として計画を立て、具体的実施に當る、こういうことに相なるのであります。私もその計画の細部について一々こうしろあしろという差し出がましいことをする立場ではないのであります。しかし問題が問題であるので、私たち事前に全然知らなかつたかといふと、決してそうではないのであります。二十五日にこういう大きな行事があるという事は、もとより事前に報告を受けております。また国家公安委員会にも、われわれ毎週定例日には必ず大きな行事につきましては、過去一週間の行事のおもなるものを報告し、また次の週におおよそ予定されておる、われわれの承知いたしておる大きな問題に

ついてこれまた参考までに報告をする、そうした報告に基いて国家公安委員会としては、警察全体の運営をどうするかという基本的な方針、態度を協議検討されて、私どもにお示しがある、こういう建前になつておるのであります。

○門司委員 大臣、国家公安委員会は何か知らなかつたのですか。

○大庭國務大臣 今石井長官から申した通りでございます。

○門司委員 私は警察の機構として、少くとも警察官を数千名動員しなければならなかつたと思はれるようなことを考へた警察の行動に對しまして、公安委員会が何も知らなかつた、一週間前に一ぺん開けば公安委員会はそれではないのだというふうなことはいいはすだと思ひます。何のために公安委員会が公安委員会は一週間に一ぺん開けばいいなんという事は警察法にもどこにも書いてない。公安委員会の仕事は、日本の治安維持の任に當る一つの役所でありませう。従つて事態が予測されておるならば、やはり公安委員会としてこれに對するお考えといふものがなければならぬはずだと思ひます。これを下にまかせておいて、そして問題が起ればそういうことは知らなかつたといふようなことで、一体今日の公安委員会の責務が動きますか。公安委員会は単に警察を管理するだけではございませう。警察自体の運営管理は、やはり公安委員会がその権限を持つておるはずである。そう考へて参りますと、不測の事態もありませうから、この際私は念を押して聞いておきますが、警察官を二千名以上動員しなければならぬという問題は、公安委員

会も警察庁の長官も知らなくてもいいのだ、それは警察にまかせておけばいいのだというふうなものを考へておるかどうか。

○大庭國務大臣 そういふふうには考へておりません。非常に重大なことだと考へております。それで知らなかつたとはいへばおきつておきません。二千八人出るとか、千五百人出るとか、三千人出るとか、そこあたりまで干渉はしておりませうけれども、適当な処置をとるべきだ、これはもちろん注意もしておりますし、また警察の方からも報告を受けております。

○門司委員 そうしますとさっきの石井君の答弁と、警察庁の答弁とちよつと食い違つておるようです。定例の委員会を開いておるといふことですが、もしそうだとすれば、大庭さんの今の意見をそのまま受け取りますと、やはり公安委員会が開かれて、公安委員会としても協議をしておる。そして事前に知つておつた。いわゆる適当に処置すべきものだと考へておつたといふのは、公安委員長としての大庭さんのお考えであつて、そう考へておつたのか、委員全体の御意見であるのか、その点を一つ明確にしておいていただきたいと思います。

○大庭國務大臣 ちゃんと警察庁では報告もいたしておりましたし、こちらでも協議をいたしておりました。けれども何千人出るとか、何百人出るとか、そこまではいつていない。大方針だけをきめて警察というものは、従来の大方針の通りに、労働運動には関与すべきものではない、労働運動の健全な発達をいねがうべきだ、これが一番大切なことだと思ひます。このルール

を間違えたら大へんなことになつてしまふから、決してどつちのひいきもするものではない。この方針さえきまつておきさえすれば、あとは信用ということが大事であると思ひます。

○門司委員 時間がありませんから、そう長くも聞きませんが、警察法を改正したときに、こういう事態が必ず出てくるということを危惧して、われわれは反対したのであります。少くとも関係たる大臣が政府と厳正公平であるべき警察行政とに於て、同じ人間が使い分けをするということに非常に疑問があつたのであります。大庭さんは國務大臣として閣議にも臨まれ、治安閣僚として相談も受けられる。そしてこれが政府の機構から独立して厳正公平であるべき公安委員会の委員長である、このように人間をそう使い分けするわけには参りません。責任の所在をおのおの明確にしなければなりません。ときに、國務大臣をもつて公安委員長に充てるといふことは不適当だとして、われわれは反対をしたことがあつた。これが今日のような物議をかもし上つて、今日大臣はたまたま政府の方針とわれわれの方針とが一致したと言われたが、それは一致するはずで、同じ人間ですから……。これが別なものになつたらおかしいものに上つてしまふ。だから問題はこういうところにあるのです。従つて私どもも考へて参りますと、今回とられた処置というものは、善意に解釈すれば、ものにおびえて警察が少しあつて過ぎたということが言ひ得るかもしれない。しかし、本質的にものを考へて参りますと、政府の取締りと同じような形で、労働組合というものは集まれば

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十一分散会

必ず問題を起すものである、従つてこれを嚴重に取り締るべきであるということ、単に労働組合員のみならず一般の通行人まで迷惑をかけるこのこと自体は、国民に対する一つの警察の行き過ぎであり、組合員に対する明らかに一つの威嚇であるというようにしか考えられない。予防警察、予防警察と言ふが、一体威嚇によつて、権力によつて、力によつて治安の確保ができる、あなた方はお考えになつておるか、治安の確保はどこまでもまじめな住民の協力によつてのみ初めて民主主義下における正しい治安の確保ができるのであつて、権力によつて断じて治安の確保はできないということは、大臣よく御存じだと思ふ。従つて最後に聞いておきたいと思ふことは、大臣は、今私が申し上げましたように、国民の協力を得て治安の確保をするという建前にお立ちになつておるか、国民の行動に対しては権力を持つて臨むというお考えに立つておられるのか、その辺を一つ明確にしておいていただきたい。

○大蔵国務大臣 およそ政治をやるのに、国民の協力なくしていい結果は決してできるものではないと考へております。それでありますから、警察も厳正公平な立場をとつてまづすぐしてきますすれば、必ず国民がこれに協力してくれると、さうに確信しております。われわれ政府におきまして、門司さんどうぞ御信用下さい、私は使い分けは決していたしておりません。
○亀山委員長代理 次会は明後二十九日午前十時三十分より開会いたします。